

南都VISAカード & 南都マスターカード

会員規約

マイ・ペイすリボ会員特約
リボルビング払い専用カード特約
ヤングゴールドカード会員特約
デビューカード会員特約
リボルビング払い・分割払い支払金等の債務免除特約
ETCカード特約(個人用)
ETCシステム利用規程
i D会員特約(統合型:個人用)
個人情報の取扱いに関する同意条項
〈ナント〉Cotoca会員規定

🦋 南都VISAカード&南都マスターカード会員規約 🦋

第1部 一般条項

第1章 会員の資格

第1条 (本会員)

南都カードサービス株式会社(以下「当社」という)に対し、本規約を承認のうえ入会申込みをした個人のうち、当社が適格と認めた方を本会員とします。また、当社が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。

第2条 (家族会員)

1. 本会員が本会員の代理人として指定し本条第2項および第3項の責任を負うことを承認した家族で、当社が適格と認めた方を家族会員(以下本会員と家族会員を「会員」という)とします。本会員は、本会員の代理人として家族会員に、当社が当該家族会員用に発行したクレジットカード(以下「家族カード」という)および会員番号を本規約に基づき利用させることができ、家族会員は、本会員の代理人として本規約に基づき家族カードおよび会員番号を利用することができます。家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然、会員資格を喪失するものとします。
2. 本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当社に支払うものとします。その他、本会員は、家族会員が家族カードおよび会

員番号を利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。この場合、家族会員は、当社が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することを、予め承諾するものとします。

3. 本会員は、家族会員に対し本規約の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む）を賠償するものとします。
4. 本会員は、家族会員が事由の如何を問わず本条第1項に規定する代理人でなくなった場合または代理人でないことが判明した場合は、家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に前2項の代理人としての責任が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。

第3条（年会費）

本会員は、当社に対して所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日はクレジットカード（以下「カード」という）送付時に通知するものとします。なお、当社の責に帰す事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、支払済の年会費は返還しません。

第4条（届出事項の変更等）

1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出るものとします。
2. 氏名・暗証番号・決済口座を変更する場合その他当社が必要と認める場合には、会員は、所定の届出用紙を提出する方法により変更事項の届出を行うものとします。
3. 前2項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前2項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
4. 本条第1項および第2項の届出がないために、当社からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、届出を行わなかったことについて已むを得ない事情があるときを除きます。
5. 会員が第22条第1項第7号または第8号に該当すると具体的に疑われる場合には、当社は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。
6. 当社は会員への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。

第5条（規約の変更、承認）

本規約の変更については当社から変更内容を通知した後、または

新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第2章 カードの管理

第6条（カードの貸与と取扱い）

1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面上に印字した会員の申込区分に応じたカード（以下家族カードを含む）を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。本会員は、カード発行後も、届出事項（第4条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人（以下「提携会社」という）と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があり、その場合、当社より新たな会員番号を含むカード情報をカード券面上に印字したカード（カード券面のデザイン変更を含む）を発行し、貸与します。
2. カードの所有権は当社に属し、カードおよびカード情報はカード券面上に印字された会員本人以外は使用できないものとします。また、会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。
3. 会員は、カードおよびカード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行なうものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させまたは使用のために占有を移転させてはなりません。
4. カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が前3項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用に係る債務についてすべて支払いの責を負うものとします。

第7条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面上に印字された月の末日までとします。ただし、当社は、会員番号の変更その他の事情により、カード有効期限の満了前に新たなカードを発行することができるものとし、その場合当該新たなカードに適用のある会員規約が適用されます。従前のカードは、会員が新たなカードを受領したときから利用できなくなるものとします。また、届出住所宛に当社が送付した新たなカードが不着となった場合等、当該届出住所宛に新たなカードを発送しても到着しないと当社が認める場合には、当社が定める期間の経過後に、従前のカードは利用できなくなるものとします。
2. 有効期限の2ヵ月前までに申出がなく、当社が引き続き会員として認める場合には、新カードと会員規約を送付します。ただし、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等当該届

出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当社が認める場合には、送付を保留することができるものとします。

3. 本会員は、第1項の従前のカードまたは有効期限経過後のカードを直ちに切断・破棄するものとします。
4. カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

第8条（暗証番号）

1. 当社は、本会員より申出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。ただし、申出がない場合または当社が定める指定禁止番号を申出た場合は、当社所定の方法により登録します。
2. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当社に責のある場合を除き、本会員は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第9条（カードの利用枠）

1. カードの総利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピング、海外キャッシングサービスおよびキャッシングリボの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額および次項以下の内訳額は、当社が所定の方法により定めるものとします。
2. カードショッピング利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピングの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項の総利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
3. 割賦利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピングのうちリボルビング払いならびに分割払い（3回以上のものをいう。以下同様）、2回払いおよびボーナス一括払いの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
4. カードショッピングのうち本会員および家族会員のリボルビング払いならびに分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの未決済残高の各利用枠は、前項の割賦利用枠の範囲内で当社が所定の方法により定めるものとします。
5. 前項のリボルビング払いの利用枠を超えてリボルビング払いを指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額を1回払いの扱いとして支払うものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、その一部を1回払いの扱いとして支払うものとします。
6. キャッシング利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のキャッシングリボおよび海外キャッシングサービスの未決済残高を合算して管理します。その金額は本条第1項の総利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
7. キャッシングリボの未決済残高の利用枠は、前項のキャッシング利用枠のうち、50万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。
8. 海外キャッシングサービスの未決済残高の利用枠は、本条第6項

のキャッシング利用枠のうち、50万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。

9. 当社は、必要または適当と認めた場合、本条第1項の利用枠とは別に分割払いの利用枠を定める場合があります。この場合、当社所定の方法によりその利用枠を定めるものとします。
10. 会員が本条に定める利用枠を超えてカードを利用した場合も、本会員は当然にその支払いの責を負うものとします。
11. 本条に定める利用枠は、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。
 - ① カード利用に係る債務等当社に対する債務の履行を怠った場合
 - ② 会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合
 - ③ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合
12. 本条に定める利用枠は、本条第7項、第8項の定めにかかわらず、当社が適当と認めた場合には、当社所定の方法により、増額することができるものとします。ただし、会員から異議のある場合を除きます。

第10条（複数カード保有における利用の調整）

1. 当社が複数のカードを本会員に貸与している場合、原則、当社は、そのすべてのカードを通算して第9条の規定を本会員に適用するものとします。
2. 前項の場合、当社は、リボルビング払い、分割払い、キャッシングリボおよび海外キャッシングサービスを利用できるカードをいずれか1枚に限定することができるものとします。

第11条（カードの再発行）

当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当社所定の届けを提出し当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第12条（紛失・盗難、偽造）

1. カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、本会員は、そのカードまたはカード情報の利用により発生するすべての債務について支払いの責を負うものとします。
2. 会員は、カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届出ていただく場合があります。ただし、カード情報の紛失・盗難については、当社への通知で足りるものとします。
3. 偽造カードの使用に係る債務については、本会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
4. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの使用に係る債務について本会員が支払いの責を負うものとします。

5. 当社は、カードが第三者によって拾得される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があるかと判断した場合、当社の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。

第13条（会員保障制度）

1. 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員が紛失・盗難により他人にカードもしくはカード情報またはチケット等を不正利用された場合であって、前条第2項に従い警察および当社への届出がなされたときは、これによって本会員が被るカードまたはチケット等の不正利用による損害をてん補します。
2. 保障期間は、入会日から1年間とし毎年自動的に継続されるものとします。
3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。
 - ① 会員の故意または重大な過失に起因する損害
 - ② 損害の発生が保障期間外の場合
 - ③ 会員の家族・同居人・当社から送付したカードまたはチケット等の受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - ④ 会員が本条第4項の義務を怠った場合
 - ⑤ 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
 - ⑥ カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービス取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害（ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。）
 - ⑦ 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害
 - ⑧ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
 - ⑨ その他本規約に違反する使用に起因する損害
4. 本会員は、損害のてん補を請求する場合において、当社が必要と判断した場合は、損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出すると共に、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
5. 会員は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生の防止に努めるものとします。
6. 本会員は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して本会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、本会員は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。
7. 会員は、前条第2項に従って当社に対して通知しまたは届け出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾する

ものとしします。

第14条（カード利用の一時停止等）

1. 当社は、カード発行後、決済口座の設定手続が完了するまでの間、カードショッピングのリボルビング払い、キャッシングリボ、海外キャッシングサービスの利用を停止することができるものとしします。
2. 当社は、会員が利用枠を超えた利用をした場合もしくは利用をしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合または延滞が発生する等のカード利用に係る債務の支払状況等の事情によっては、カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシングサービスの全部または一部の利用を一時的にお断りすることができます。
3. 当社はカードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性がある場合と当社が判断した場合、会員への事前通知なしに、カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留またはお断りすることができます。
4. 当社は、会員が本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合またはカードの利用状況に不審がある場合には、カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を一時的に停止することまたは加盟店や現金自動預払機（以下「ATM等」という）等を通じてカードの回収を行うことができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応ずるものとしします。
5. 当社は、本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、キャッシングリボ、海外キャッシングサービスの利用を停止することができるものとしします。
6. 当社は、貸金業法に基づき、会員に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとしします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、キャッシングリボ、海外キャッシングサービスの利用を停止することができるものとしします。
7. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとしします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとしします。

第15条（付帯サービス等）

1. 会員は、当社または当社の提携会社その他当社と提携関係にある会社その他の個人・法人（以下「提携会社等」という）が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については別途当社から本会員に対し通知します。会員は、当社と提携会社等との提携関係の終了等によって付帯サー

ビスが利用できなくなる場合があることを予め承諾するものとし
ます。

2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。
3. 会員は、当社が必要と認めた場合には、当社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承諾します。
4. 会員は、第22条に定める会員資格の取消をされた場合または第23条に定める退会をした場合、付帯サービス（会員資格取消前または退会前に取得済の特典を含む）を利用する権利を喪失するものとします。

第3章 カード利用代金等の決済方法

第16条（代金決済口座および決済日）

1. 本会員は、当社に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息および年会費等本規約に基づく一切の債務について、本会員が支払いのために指定した本会員名義の預金口座からの口座振替により支払うものとします（以下預金口座を「決済口座」という）。ただし、本会員が希望しかつ当社が適当と認める場合のみ、当社の指定する預金口座への振込等当社が別途指定する方法で支払うものとし、本規約に別途定める場合を除き、本会員の希望なく当社が支払い方法を変更することはないものとします。
2. 当社に支払うべき債務の支払期日は、毎月10日とします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。
3. 当社は、本会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を支払期日までに当社指定のウェブサイトにて閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します（ただし、法令で別途定めがある場合または一部提携カードにおいては、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します）会員はVpass会員規約、カードご利用代金WEB明細書サービス利用特約に同意の上、当社指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当社指定の方法により当社へ申し出るものとし、当社がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、当社は本会員の届出住所宛てに書面を送付します。当社は、書面による通知を実施する場合で、当該通知が当社の義務に属しない場合には、本会員に対し、書面による通知にかかる当社所定の手数料を請求することができるものとします。本会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後10日以内に当社に対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが書面による通知にかかる手数料または年会費のみの場合はご利用代金明細情報を通知しない場合があります。
4. 本会員が当社に支払うべき債務のうち第38条に定めるキャッシングリボおよび第43条に定める海外キャッシュサービスの返済元金について本条第1項で本会員が指定する決済口座からの口座振替の結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したことを確認するまでは、当社は当該返済元金を第9条第6項に定める未決済残高から減算しないものとします。

第17条（海外利用代金の決済レート等）

1. 決済が外貨による場合におけるカード利用代金（カード利用が日本国内であるものを含む）は、外貨額をVISAインターナショナルサービスアソシエーションまたはマスターカードインターナショナルインコーポレーテッド（以下両者を「国際提携組織」という）の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算します。ただし、海外キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。
2. 日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限または停止に応じていただくことがあります。

第18条（決済口座の残高不足等による再振替等）

1. 決済口座の残高不足等により、支払期日に、当社に支払うべき債務の口座振替ができない場合には、当社は、支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につきこれを行うことができるものとします。ただし、当社から別途指示があったときは、本会員は、その指定する日時・場所・方法で支払うものとします。
2. 本会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当社に支払うべき債務の口座振替にかかる費用（以下「再振替等にかかる費用」という）を負担するものとします。
3. 再振替等にかかる費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額とします。

第19条（支払金等の充当順序）

本会員の弁済した金額が本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第20条（手数料率、利率の変更）

リボルビング払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングリボの利率、海外キャッシュサービスの利率および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第5条の規定にかかわらず、当社から手数料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払いおよびキャッシングリボについては変更後の未決済残高または融資残高に対し、分割払いおよび海外キャッシュサービスについては変更後の利用分から、変更後の手数料率、利率が適用されるものとします。

第4章 期限の利益の喪失・会員資格の取消し・退会等

第21条（期限の利益の喪失）

1. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額

を支払うものとします。

- ① 仮差押、差押、競売の申請、または破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。
 - ② 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。
 - ③ 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
 - ④ リボルビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第22条第1項の規定（ただし、第22条第1項第7号または第8号の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
3. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
- ① 当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき。
 - ② 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
 - ③ 本会員の信用状態が悪化したとき。
4. 本会員は、第22条第1項第7号または第8号の事由により会員資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
5. 本会員は、前4項の債務を支払う場合には、当社へ持参または送金して支払うものとします。ただし、当社が適当または必要と認めた場合は、第18条第1項のただし書の定めにより支払うものとします。
6. 本条第1項から第4項の定めにかかわらず、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

第22条（会員資格の取消）

1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。
- ① カード、ローン等の申込に際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合
 - ② 本規約のいずれかに違反した場合
 - ③ 当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合
 - ④ 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当または不審があると当社が判断した場合
 - ⑤ カード発行後2ヵ月以内に決済口座の設定手続が完了しない場合

- ⑥ 会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合
- ⑦ 会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の(イ)から(ロ)のいずれかに該当した場合
- (イ)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (ロ)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑧ 会員が、自らまたは第三者を利用して、次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する行為をした場合
- (イ)暴力的な要求行為 (ロ)法的な責任を超えた不当な要求行為 (ハ)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (ニ)風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為 (ホ)その他前記(イ)から(ニ)に準ずる行為
- ⑨ 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(イ)から(ホ)に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）
- (イ)暴力、威嚇、脅迫、強要等 (ロ)暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動 (ハ)人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 (ニ)長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ (ホ)金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等
- ⑩ 会員に対し第4条第5項または第14条第7項の調査等が完了しない場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合
- ⑪ 会員が、本会員として当社から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記①から⑩に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき
2. 本会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとしします。
3. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合には、本会員は速やかにカードおよびチケット等当社から貸与された物品を当社に返還するものとしします。また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとしします。
4. 当社は、会員資格の取消を行なった場合、カードおよびチケット等の無効通知ならびに無効登録を行ない、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとしします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとしします。

5. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用したまたは利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとし
ます。

第23条 (退会)

1. 本会員が退会をする場合は、当社の指定する金融機関もしくは当社に所定の届出用紙を提出する方法または電話により当社に届出を行う方法等の当社所定の方法により届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、本会員、家族会員全員のカードおよび貸与されたチケット等を当社に返却するものとします。また、債務全額を弁済していただくこともあります。
2. 本会員は、退会する場合には、当社が請求したときには、一括して債務を支払うものとします。また、退会後においても、カードを利用したまたは会員番号を使用して生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。
3. 家族会員のみが退会をする場合も、本条第1項に定める方法により届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、退会する家族会員のカードおよび貸与されたチケット等を当社に返却するものとします。

第24条 (費用の負担)

会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料(ただし、当社が受領するものは除きます)、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。

第25条 (合意管轄裁判所)

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地および当社の所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第26条 (準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第2部 カードによる取引と利用代金の支払

第1章 カードによるショッピング

第27条 (カードショッピング)

1. 利用可能な加盟店

会員は、次の加盟店においてカードを利用することができます。ただし、会員は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険について十分に注意するものとします。

- ① 当社の加盟店
- ② 当社と提携したクレジットカード会社(以下「提携クレジットカード会社」という)の加盟店
- ③ VisaカードについてはVISAインターナショナルサービスアソシエーションと、マスターカードについてはマスターカードインターナショナルインコーポレーテッドと提携した銀行・クレ

ジットカード会社（以下「海外クレジットカード会社」という）の加盟店

2. 加盟店の店頭での利用手続き

商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。

3. 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き

郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、会員の氏名、届出住所等を記入すること、または電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。

4. オンライン取引の際の利用手続き

コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、会員の氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。

5. ICカードの利用手続き

カードの種類がICクレジットカード（ICチップを搭載したクレジットカード）の場合には、当社が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、会員自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。なお、ICチップを端末機等にかざしてご利用される場合には、当社が指定する加盟店においては、ご利用の金額に応じサインレス、もしくは売上票への署名をするものとします。ただし、端末機の故障等の場合または別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。

6. 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き

会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときまたは退会もしくは会員資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更を行うものとします。また、会員は、

当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社がカードの会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店（加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当社以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知する場合があることを、予め承諾するものとします。なお、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当社から複数のカードを貸与している場合には当社が貸与している別カードへの変更を含むものとします。

7. カードの利用に際し、原則、当社の承認を必要とします。この場合、会員は、利用する取引、購入商品の種類または利用金額等により、当社が直接または提携クレジットカード会社もしくは海外クレジットカード会社を経由して加盟店または会員自身に対しカードの利用状況等に関し照会を行うことを予め承諾するものとします。

第28条（立替払の承諾等）

1. 会員は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません）を放棄するものとします。

- ① 当社が、加盟店等に対し立替払を行うことを決定したこと（立替払の現実の実行の前後を問わない）により、当社が会員に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払は、当社が適当と認める第三者を経由する場合があること。
 - ② 当社と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から当社に債権譲渡する場合があること。この場合、当社が適当と認めた第三者（本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除く）を経由する場合があること。
 - ③ 提携クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、提携クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いまたは当該加盟店等から提携クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。
 - ④ 海外クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、海外クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いまたは当該加盟店等から海外クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。
2. カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店等とにおいて解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と取引した後に加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。
3. 会員は、カード利用に係る当社債権の特定と内容確認のため、カ

ード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。

4. 会員は、カード利用により購入した商品の代金債務を当社に完済するまで、当該商品の所有権が当社に帰属することを承諾するものとします。

第2章 カード利用代金の支払区分

第29条（カード利用代金の支払区分）

1. カード利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いおよび分割払いとし、カード利用の際に会員が適用される支払区分を指定するものとします。ただし、1回払い以外の支払区分は、予め当社が適当と認めた会員が、当社が適当と認めた加盟店でのみ指定できるものとします。
2. 会員の有効な支払区分の指定がない場合は原則として1回払いとなります。

第30条（1回払い・2回払い・ボーナス一括払い）

1. 1回払い、2回払いおよびボーナス一括払いの支払期日および分割支払金の額は次の通りとなります。ただし、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。
 - ① 1回払いについては、以下によって対象となる利用額の全額につき当月の支払期日。
支払期日が10日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分。
 - ② 2回払いについては、以下によって対象となる利用額の半額（端数は初回分に算入）につき、それぞれ当月と翌月の支払期日。
支払期日が10日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分。
 - ③ ボーナス一括払いについては、毎年12月16日から翌年6月15日までの利用分につき8月の支払期日、7月16日から11月15日までの利用分につき翌年1月の支払期日。ただし、上記の期間は加盟店により若干異なる場合があります。
2. 会員は、当社が適当と認めた場合には、別途定める方法により、1回払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記＜繰上返済の可否および方法＞に定めるとおりとします。

第31条（リボルビング払い）

1. リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。
 - ① お店でリボ：カード利用の都度、カードショッピング利用代金の支払区分として、リボルビング払いを指定する方法。
 - ② いつでもリボ：事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日（支払期日が10日の場合には前月15日、以下同じ）時点におけるカードショッピング利用が本条に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合は当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁

済金（毎月支払額）を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。ただし、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当社が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなることがあります。

③ 海外リボ：海外に所在する加盟店（これに準ずるものを含む。以下「海外加盟店」という）でのカードショッピング代金について、事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日時点における当該カードショッピング利用代金が、本条に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合は当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。

④ あとからリボ：カード利用の際に1回払い・2回払い（1回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング利用代金の支払区分について、当社が適当と認めた会員が、当社が定める日までに支払区分変更の申出を行ない、当社が適当と認めた場合に、当該代金（2回払いは利用額の全額）の支払区分をリボルビング払いに変更する方法。その場合、手数料計算および弁済金の額等については、1回払いおよび2回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの各支払期日の各締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。

2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額（5千円、または、1万円以上1万円単位。ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとします。

3. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において、前項以外の支払いコースを指定したときは、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に応じて、次項に定める手数料と元金の合計額として本会員が予め指定したコースにより下表に定める弁済金（毎月支払額。ただし、締切日の残高と手数料の合計額が弁済金に満たないときはその合計額）を翌月の支払期日に

支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法または下表とは異なる金額区分にすることができます。

毎月の締切日 時点での残高	翌月の弁済金			
	長期コース	標準コース	短期コース	定額コース
10万円以下	5千円	1万円	2万円	2万円(ゴールドカード会員の場合は3万円)以上 1万円単位
10万円を超えて 20万円まで	1万円	2万円	4万円	
以後残高10万円 増加毎に	5千円増加	1万円増加	2万円増加	

4. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高（付利単位100円）に対し、当社所定の手数料率により年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。
5. 会員は、別途定める方法により、リボルビング払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記＜繰上返済の可否および方法＞に定めるとおりとします。
6. 第28条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第4項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第32条（分割払い）

1. 分割払いは次の方法で指定するものとします。
 - ① カード利用の都度分割払いを指定する方法
 - ② カード利用の際に1回払い・2回払い（1回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング利用代金の支払区分について、当社が適当と認めた本会員が、当社が定める日までに支払区分の変更の申出を行い当社が適当と認めた場合、当該代金（2回払いは利用額の全額）の支払区分を分割払いに変更する方法。その場合、手数料計算および分割支払額等については、1回払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際に分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日に分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。
 - ③ 分割払いの指定をした後、第1回の支払前であれば前号の場合に準じて支払回数、ボーナス併用分割払いへの変更ができるものとします。
2. 分割払いの支払回数、実質年率、分割払手数料は別表の通りとし

ます。ただし、加盟店により指定できない回数があります。また、24回を超える支払回数は当社が適当と認めた場合のみ指定できます。なお、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が別表と異なることがあります。

3. 分割払いの支払総額は、利用金額に前項の分割払手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額（端数は初回算入）とし、翌月の支払期日から支払うものとしします。
4. ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は1月および8月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとしします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は1回当りの利用金額の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、各ボーナス支払月の加算金額は1,000円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入）し、その金額を月々の支払金に加算して支払うものとしします。また、当社が指定した加盟店においては、ボーナス支払月を夏期6月・7月・8月、冬期12月・1月・2月のいずれか、ボーナス支払月の加算総額を1回当りの利用金額の50%以内で指定することができます。
5. 会員は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、本会員が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記＜繰上返済の可否および方法＞に定めるとおりとします。
6. 第28条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第2項に定める分割払手数料が発生し、会員はこれを支払うものとしします。

第33条（遅延損害金）

1. 平成21年12月10日より前の請求に係る債務の遅延損害金は以下の通りとします。
 - ① 本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高（付利単位1,000円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとしします。ただし、分割払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額（付利単位1,000円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商事法定利率（2020年4月1日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとしします。
 - ② 前①の場合を除き、本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の支払を遅延したときは、当該支払金（付利単位1,000円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害

金を支払うものとしします。ただし、分割払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額（付利単位1,000円）に対し商事法定利率（2020年4月1日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額を超えないものとしします。

2. 平成21年12月10日以降の請求に係る債務の遅延損害金は以下の通りとしします。

- ① 本会員は、カードの利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高（付利単位1,000円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとしします。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額（付利単位1,000円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商事法定利率（2020年4月1日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとしします。
- ② 前①の場合を除き、本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金（付利単位1,000円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとしします。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額（付利単位1,000円）に対し商事法定利率（2020年4月1日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額を超えないものとしします。

第3章 加盟店との取引上の問題とカード利用代金の支払い

第34条（見本・カタログ等と現物の相違）

会員が、日本国内の加盟店と見本・カタログ等により商品およびサービス（以下総称して「商品等」という）の購入を行った場合において、引渡された商品等が見本・カタログ等と相違しているときは、会員は加盟店に商品等の交換請求または当該売買契約の解除をすることができます。

第35条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。

- ① 商品等の引渡し、提供がなされないこと。
- ② 商品等に瑕疵（欠陥）があること。
- ③ その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること。

2. 当社は、会員が前項の支払停止を行う旨を当社に申出たときは、

- 直ちに所定の手続をとるものとします。
3. 会員は、前項の申出をするときは、予め当該事由の解消のため加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
 4. 会員は、本条第2項の申出をしたときは、速やかに当該事由を記載した書面（資料がある場合は資料を添付して）を当社に提出するよう努めるものとします。また、会員は、当社が当該事由について調査をするときは、その調査に協力するものとします。
 5. 本条第1項の場合であっても、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできません。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。
 - ① 売買契約が会員にとって営業のためにまたは営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く）であるとき。
 - ② リボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る利用金額が3万8千円に満たないとき。
 - ③ 分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。
 - ④ 会員が日本国外においてカードを利用したとき。
 - ⑤ 会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
 6. 会員は、当社がカードショッピング利用に係る債務の残高から本条第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピング利用に係る債務の支払いを継続するものとします。

第3部 キャッシング条項

第1章 キャッシングリボ

第36条（キャッシングリボの取引を行う目的・利用方法）

本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国内において、キャッシングリボとして別途定める方法により、キャッシングリボの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。ただし、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。現在ご利用可能な方法は、下記＜キャッシングリボ・海外キャッシングサービスのご利用方法＞に定めるとおりとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

第37条（キャッシングリボの利率および利息の計算）

1. キャッシングリボの利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、下記＜キャッシングリボ・海外キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等＞に定めるとおりとします。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられ

た場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。

2. お持ちのカードを他のカードに切替えたときは、キャッシングリボの利率は、切替後のカードのキャッシングリボの利率が適用されます。
3. 本会員は、キャッシングリボの借入金（付利単位100円）に対し、借入日の翌日より当社所定の利率による利息を支払うものとします。ただし、キャッシングもあとからリボの申込を行い、海外キャッシングサービスの借入金をキャッシングリボへ変更した場合、キャッシングもあとからリボ申込日の翌日からキャッシングリボの利息を支払うものとします。
4. 毎月の利息額は、毎月の締切日（支払期日が10日の場合には前月15日）までの日々の残高に対し年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1ヵ月分とし、第16条に従い当月の支払期日に支払うものとします。

第38条（キャッシングリボの借入金の支払い）

1. キャッシングリボの返済方法は、毎月元利定額返済とします。毎月の返済額は、利用枠に応じて、当社が決定し、変更できるものとします。ただし、会員が希望し当社が適当と認めた場合は、返済額を変更し、またはボーナス月増額返済によることができるものとします。
2. キャッシングリボの返済は、返済元金と前条第4項の経過利息の合計として当社が指定した金額を、第16条の定めにより支払うものとします。
3. 会員は、別途定める方法により、キャッシングリボの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記＜繰上返済の可否および方法＞に定めるとおりとします。

第39条（遅延損害金）

1. 本会員が、キャッシングリボの支払いを遅滞した場合は支払元金（付利単位1,000円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、また期限の利益喪失の場合は期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年20.0%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 前項の取扱いは海外キャッシングサービスの場合も同様とします。

第40条（現金自動預払機（ATM）等利用時の手数料）

1. 会員は、当社の提携金融機関等が日本国内に設置しているATM等を利用してキャッシングリボを借り受け、または臨時に返済する場合、当社所定のATM手数料を負担するものとします。その場合は、第37条第4項にて定める毎月の締切日までのATM利用に係る手数料について、当月の支払期日に支払うものとします。
2. ATM手数料は、利用金額・返済金額が1万円以下の場合は110円（含む消費税等）、利用金額・返済金額が1万円を超える場合は220円（含む消費税等）とします。ただし、当社が認める場合は割引または無料とすることがあります。

第2章 海外キャッシュサービス

第41条(海外キャッシュサービスの取引を行う目的・利用方法)

本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国外において、海外キャッシュサービスとして別途定める方法により、海外キャッシュサービスの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。ただし、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。現在ご利用可能な方法は、下記<キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用方法>に定めるとおりとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

第42条(海外キャッシュサービスの利率および利息の計算)

1. 海外キャッシュサービスの利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、下記<キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等>に定めるとおりとします。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。
2. 本会員は、海外キャッシュサービスの借入金（付利単位100円）に対し、当社所定の利率による利息を支払うものとします。
3. 借入金に対する利息額は、借入日の翌日から支払期日まで年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を経過利息として支払うものとします。

第43条(海外キャッシュサービスの借入金の支払い)

1. 海外キャッシュサービスの返済方法は、元利一括返済、返済回数は1回とします。
2. 毎月の返済額は、第37条の毎月の締切日までの借入金と前条第3項の経過利息とを合計し、第16条の定めにより当月の支払期日に支払うものとします。
3. 海外キャッシュサービスによる現金を現地通貨で交付した場合であっても、海外キャッシュサービスの借入金元金は、第17条の定めにより換算された円貨とします。
4. 会員は、別途定める方法により、海外キャッシュサービスの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。
5. 海外キャッシュサービスの借入金について、当社が定める日までにキャッシングもあとからリボの申込を行い、当社が適当と認めた場合は、海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボに変更することができます。その場合、申込日までを海外キャッシュサービスのご利用、申込日の翌日以降をキャッシングリボの

ご利用としてお借入期間を算出し、ご利用金額に対する利息を日割計算します。

第44条（海外キャッシュサービスのATM等手数料）

会員は、海外クレジットカード会社等が設置するATM等を利用して借り受け、または当該借入金を当社の提携金融機関等が日本国内に設置しているATM等を利用して臨時に返済する場合においても、第40条の定めに従うものとします。

第3章 書面の交付

第45条（キャッシング利用時およびお支払い時の書面の交付）

本会員は、当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第17条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第6項に規定された書面、および貸金業法第18条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第3項に規定された書面を交付することができることを承諾するものとします。

※貸金業法施行日（平成19年12月19日）以前に入会した本会員は、当社から上記第45条に関する通知または上記第45条を含む本規約の送付を初めて受けた場合、1ヶ月以内に異議を申し立てることができるものとします。

<キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用方法>

	本会員		家族会員	
	キャッシング リボ	海外 キャッシュ サービス	キャッシング リボ	海外 キャッシュ サービス
当社が指定するATM等で暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法	○	○	○	○
国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店のうち当社の指定する店舗においてカードを提示し、所定の伝票に署名し、直接現金を受領する方法	—	○	—	○
電話・インターネット等で申込みを行ない、借入金を決済口座への振込みにより受領する方法	○	—	×	—
「キャッシングもあとからリボ」の申込みを行ない、海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボへ変更する方法	○	—	○	—

＜キャッシングリボご利用時のご注意＞

キャッシングリボの返済方法が毎月元利定額返済の場合、毎月の返済額はご利用残高により以下のとおり変更となり、一度上がった返済額はご利用残高が減っても下がりにません。

また、当社が定める会員規約（改定があった場合には改定前の会員規約を含みます。）により既に毎月の返済額が定まっている場合も新たなキャッシングリボのご利用がない限り毎月の返済額は当然には変更されません。新たなキャッシングリボのご利用があった場合には会員規約の定めにより毎月の返済額が変更される場合があります。

締切日時点のご利用残高	①	以下いずれかの条件に合致する方 ■2007年12月16日以降にキャッシングリボのご利用枠を設定・増枠された方 ■2007年12月15日以前にキャッシングリボのご利用がない方 ■2017年2月13日以降に会員の申出によりカードを切替された方 ただし、カード種類（ゴールド、ヤングゴールド、クラシック等）変更のみの切替は除きます。	20万円超	70万円超	200万円超
	②	①以外の方	50万円超	100万円超	
変更前毎月返済額			2万円未満	3万円未満	4万円未満
変更後毎月返済額			2万円	3万円	4万円

当社と会員の間で同意に基づき、上記と異なる変更条件を適用する場合、当社所定の方法により別途通知することとします。また、当社と会員の間で同意なく上記条件を変更することはありません。

＜キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等＞

●キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用条件

名 称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済 (ボーナス月増額返済あり)	最長2年8ヵ月・32回(新規ご契約ご利用枠50万円、実質年率15.0%、毎月ご返済額2万円、50万円をご利用の場合) ※返済期間・回数はご利用内容によって異なります。	一般会員…実質年率15.0% ゴールドカード会員…実質年率14.4%～15.0%
海外キャッシュサービス	元利一括返済	23日～56日 (ただし暦による)・1回	実質年率15.0%

※キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用枠が0円の場合

名 称	返済方法	返済予定総額および 返済期間・回数等	実質年率
キャッシング リボ	元利定額 返済	0円、0日・0回	一般会員 …実質年率 15.0% ゴールドカード 会員 …実質年率 14.4%～15.0%
海外キャッシング サービス	元利一括 返済	0円、0日・0回	実質年率 15.0%

- 担保・保証人…不要
- 元本・利息以外の金銭の支払い…ATM手数料（取扱金額1万円以下：110円（含む消費税等）、取扱金額1万円超：220円（含む消費税等））・再振替等にかかる費用
- 本会員において、利息が利息制限法第1条に規定する利率を超えるとときは、超える部分についての支払義務を負いません。
- 貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面または同第6項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後のに行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

<割賦販売における用語の読み替え>

会員規約、特約、カード送付台紙、ご利用代金明細書、通知書、広告物等において割賦販売における用語を以下の通り読み替えます。

割賦販売における用語	読み替え後の用語
・現金販売価格 ・現金提供価格 ・現金価格 ・利用金額 ・利用額	・利用代金
・支払回数 ・分割回数	・支払区分 ※「ご利用代金明細書」のみ読み替え
・支払総額 ・分割払価格 ・分割価格	・分割支払金合計 ・お支払い総額 ・カードショッピングの支払い総額
・包括信用購入あっせんの手数料 ・分割払手数料 ・分割手数料 ・リボ手数料	・手数料 ・手数料額
・実質年率	・リボルビング払いの手数料率 ・分割払いの手数料率 ・手数料率
・支払分 ・分割支払額 ・分割支払金 ・分割払金 ・弁済金 ・各回の支払金額	・お支払い予定額 ・カードショッピングの支払い金 ・リボ払いお支払額 ・毎月支払額 ・今回お支払額 ・臨時元金返済額 ・約定お支払額 ・ボーナス月増額

<リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等>

・リボルビング払い 実質年率 15.0%

・分割払い

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(ヵ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	12.00	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50
利用金額100円 当りの分割払手 数料の額(円)	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12

<リボルビング払いのお支払い例>

(元金定額コース1万円および標準コース、実質年率15.0%の場合)

8月16日から9月15日までに利用金額50,000円のリボ払いをご利用された場合

◆初回（10月10日）お支払い（ご利用残高50,000円）

- ① お支払い元金（元金定額コース・標準コースとも）…10,000円
- ② 手数料（元金定額コース・標準コースとも）…ありません。
- ③ 弁済金（元金定額コース・標準コースとも）…10,000円（①）
- ④ お支払い後残高（元金定額コース・標準コースとも）…50,000円 - 10,000円 = 40,000円

◆第2回（11月10日）お支払い（ご利用残高40,000円）

- ① 手数料（9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります）… $50,000円 \times 15.0\% \times 15日 \div 365日 + 40,000円 \times 15.0\% \times 5日 \div 365日 = 595円$
- ② お支払い元金
 - ・元金定額コースの場合…10,000円
 - ・標準コースの場合…9,405円（③10,000円 - ①595円）
- ③ 弁済金
 - ・元金定額コースの場合…10,595円（①595円 + ②10,000円）
 - ・標準コースの場合…10,000円
- ④ お支払い後残高
 - ・元金定額コースの場合…30,000円（40,000円 - 10,000円）
 - ・標準コースの場合…30,595円（40,000円 - 9,405円）

<分割払いのお支払い例>

利用金額50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合

- ① 分割払手数料… $50,000円 \times (6.70円 \div 100円) = 3,350円$
- ② 支払総額…50,000円 + 3,350円 = 53,350円
- ③ 分割支払額…53,350円 ÷ 10回 = 5,335円

<2回払い、ボーナス一括払いの支払回数・支払期間・手数料>

支払区分	支払回数	支払期間	手数料
2回払い	2回	2ヵ月	不要
ボーナス一括払い	1回	2ヵ月～8ヵ月	不要

<繰上返済の可否および方法>

	1回払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	海外キャッシングサービス
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	×	○	×	○	○ (全額返済のみ可)
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	—	○	○ (全額返済のみ可)	○	×
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法（振込手数料はご負担いただきます）	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○
当社へ現金を持参して返済する方法	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○

※1:全額繰上返済：リボルビング払い、キャッシングリボ、海外キャッシングサービスの場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。

- ※2:一部繰上返済:原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。
- ※3:リボルビング払いをATMから入金して繰上返済する場合は、カード利用後、当社が定める日まで返済できません。
- ※4:海外キャッシュサービスを締切日までの同一期間内に複数回利用し、当社が別途定める期間において当社の提携金融機関のATMから入金して返済する場合、同一期間内に利用した海外キャッシュサービスの全件のみ返済が可能です。
- ※5:上記にかかわらず、PiTaPa利用金額等、その他繰上返済できない場合があります。
- ※6:本会員は、家族会員を本会員の代理人として、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済を行わせることができます。家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の手續の全部または一部(手續が途中で中止された場合を含みます)が行われた場合は、家族会員が本会員の代理人として当該手續を行ったものとみなします。この場合、家族会員に対し、当該繰上返済の対象となる残高(本会員のカードおよび家族会員のカードならびにそれらの会員番号の利用に基づく合計残高)が開示されます。
- ※7:振込等により当社指定口座へ入金して繰上返済する場合、金融機関から当該口座へ入金された日に返済手續が行われたものとして取り扱います。

<ご相談窓口>

1. 商品等についてのお問合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、当社までお願いします。
※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。
3. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。
4. 本規約についてのお問合わせ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社お客様相談室までご連絡ください。

南都カードサービス株式会社

<お客様相談室>

〒630-0213 奈良県生駒市東生駒一丁目61番地7

南都地所東生駒ビル 4階

電話番号 0743-70-8881

5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。

<VJ紛失・盗難受付デスク>

フリーダイヤル 0120-919456

※上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。

東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530

貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。
(当社が契約する指定紛争解決機関)
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15
電話番号 03-5739-3861

(2020年10月改定)

マイ・ペイすりボ会員特約

第1条（総則）

南都カードサービス株式会社（以下「当社」という）に対し、本特約及び南都VISAカード&南都マスターカード会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方をマイ・ペイすりボ会員とします。また、当社が申込みを認めた日を契約成立日とします。

第2条（カード利用代金の支払区分）

1. 本カード利用時の支払区分が1回払いまたはリボルビング払いの場合、会員規約第29条にかかわらず、当該カードショッピング利用代金については、毎月の締切日（支払期日が10日の場合には前月15日、以下同じ）時点において、当該月の利用代金が、本条第2項に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合は1回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合はリボルビング払いとします。なお、マイ・ペイすりボ会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店では、全て支払区分が1回払いとなる場合があります。
2. 本カードの弁済金（毎月支払額）は、会員規約第31条にかかわらず、下記のいずれかとします。なお、マイ・ペイすりボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。
 - (1) 定率コースを指定した場合は、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に3%を乗じた額（1円未満切捨て。ただし、3千円に満たない場合は最低支払い元金を3千円または未決済残高のいずれか少ない金額とします）に、本条第4項に定める手数料を加算した額
 - (2) 元金定額コースを指定した場合は、支払いコースを指定したときに指定した金額（5千円または1万円以上1万円単位。ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします）または当社が適当と認めた金額に本条第4項に定める手数料を加算した額
3. 前項に定める弁済金（毎月支払額）は、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとします。

4. 手数料額は下記の方法で算出するものとします。

- (1) 支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間におけるリボルビング払いの未決済残高（付利単位100円）に対し、当社所定の手数料率により年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1ヶ月分として支払期日に後払いするものとします。
- (2) 新規の利用代金については、利用日から起算して最初に到来する締切日に対する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。

第3条（カード利用代金等の決済方法）

本カードの支払方法は、会員規約第16条に定める決済口座からの口座振替等による支払方法とします。

第4条（支払方法の中止）

本特約に定める支払方法を取り止める場合は、当社の定める所定の方法で申出を行うものとします。

第5条（マイ・ペイすリボの設定）

マイ・ペイすリボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取消した場合、または、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は取消するものとします。

第6条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については会員規約を適用するものとします。

＜お支払い例（定率コースおよび元金定額コース1万円の場合）＞

8月16日～9月15日までに50,000円ご利用の場合

◆初回（10月10日）お支払い（ご利用残高50,000円）

- ① お支払い元金
 - ・ 定率コースの場合…3,000円、
 - 元金定額コースの場合…10,000円
- ② 手数料（定率コース、元金定額コースとも）…ありません
- ③ 弁済金
 - ・ 定率コースの場合…3,000円、
 - 元金定額コースの場合…10,000円
- ④ お支払い後残高
 - ・ 定率コースの場合…50,000円－3,000円＝47,000円
 - ・ 元金定額コースの場合…50,000円－10,000円＝40,000円

◆第2回（11月10日）お支払い

- ① 手数料（10月11日～10月15日までの分）
 - ・ 定率コースの場合…47,000円×15.0%×5日÷365日＝96円
 - ・ 元金定額コースの場合…40,000円×15.0%×5日÷365日＝82円
- ② お支払い元金
 - ・ 定率コースの場合…3,000円、
 - 元金定額コースの場合…10,000円
- ③ 弁済金
 - ・ 定率コースの場合…3,096円（①96円＋②3,000円）
 - ・ 元金定額コースの場合…10,082円（①82円＋②10,000円）

④ お支払い後残高

- ・ 定率コースの場合…44,000円 (47,000円 - 3,000円)
- ・ 元金定額コースの場合…30,000円 (40,000円 - 10,000円)

(2018年10月改定)

🎐 リボルビング払い専用カード特約 🎐

第1条 (リボルビング払い専用カード)

南都カードサービス株式会社 (以下「当社」という) は、当社が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード (以下「カード」という) の個人会員 (以下「会員」という) が、本特約及び南都VISAカード&南都マスターカード会員規約 (以下「会員規約」という) を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方に対し、リボルビング払い専用カード (以下「リボ専用カード」という) を追加して発行・貸与します。

第2条 (年会費)

リボ専用カードの年会費は、平成6年8月以降、当社が別途定めて通知するまで無料とします。なお、支払われた年会費は、理由の如何を問わず返還しません。

第3条 (利用代金の支払い)

リボ専用カードの利用代金の支払区分は、毎月の締切日時点における当該カードショッピング代金が、本会員が会員規約第31条で指定する支払コースの弁済金 (元金定額コースを指定したときは、支払コースを指定した際に指定した金額) の範囲内の場合は1回払い、当該弁済金 (毎月支払額) を超えた場合はリボルビング払いとします。また、会員がリボ専用カード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分は、リボ専用カード利用の際に指定した支払区分となります。但し、当社が指定する加盟店で利用した場合には1回払いとなることがあります。

第4条 (利用枠)

リボ専用カードは、カード利用枠及びカードのリボルビング払いの利用枠の範囲内で利用できるものとします。なお、カードのリボルビング払いの利用枠を超えてリボ専用カードを利用した場合は、原則として超過した金額を1回払いの扱いとして支払うものとします。

第5条 (手数料率及び手数料の計算)

リボ専用カードの利用については、その未決済残高に対し、会員規約の「第2部カードによる取引と利用代金の支払」に関する規定に定めた割合・方法で手数料を支払うものとします。

第6条 (キャッシングリボ、海外キャッシングサービス等)

リボ専用カードでは、会員規約のキャッシングリボ、海外キャッシングサービス等は当社が認めたものについて利用できるものとします。

第7条 (カードの更新)

カードの有効期限はカード表面に記載した月の末日までとし、カ

ード有効期限の2ヶ月前の時点で過去2年間にカード利用がない場合、カードの更新は行わないものとします。

第8条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

（2009年11月1日改定）

🦋 ヤングゴールドカード会員特約 🦋

ヤングゴールドカード会員は、満30歳になった後に最初に到来するカード更新時から、審査のうえゴールドカード会員となることを予め了承します。

🦋 デビューカード会員特約 🦋

デビューカード会員は、卒業予定年の3月に本カードが更新し、審査のうえ南都カードサービス株式会社の指定するカードが発行されることを予め了承します。（「旧デビュー（18歳～24歳対象）」の場合、25歳以降で更新）

🦋 リボルビング払い・分割払い支払金等の債務免除特約 🦋

第1条（債務免除の内容）

当社は南都VISAカード&南都マスターカード会員規約（以下「会員規約」という）第31条に定めるリボルビング払い並びに会員規約第32条に定める分割払いによるカード利用の支払債務（以下総称して「リボ・分割払い支払債務」という）のある本会員が死亡した場合または重度障害になった場合、会員規約第27条、第36条及び第41条に定めるカード利用の支払債務（家族会員によるカード利用の支払債務を含む、以下「支払債務」という）を免除するものとします。

第2条（支払債務を免除する場合）

1. 当社は、本会員がリボルビング払いまたは分割払い支払債務を負担している期間中に、次に掲げる事由に該当した場合は、支払債務を免除します。
 - ① 死亡した場合（本会員が搭乗している航空機若しくは船舶が行方不明または遭難してから、その日を含めて30日を経過しても本会員が発見されない場合を含みます）
 - ② 傷害（傷害の原因となった事故を含みます）または疾病（あわせて以下「身体障害」という）により、別表に定める重度障害（以下「重度障害」という）になった場合
2. 前項の規定にかかわらず、本会員が死亡または重度障害の原因となった身体障害を被った時が、本特約に基づく支払債務の免除制度発足以前であった場合は、当社は支払債務を免除しません。

第3条（用語の定義）

本特約において、次の用語の意味は、当該各項に定めるところによります。

1. 傷害 本会員が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（断続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます）を含みます。
2. 疾病 本会員が被った前項の傷害以外の身体障害をいいます。
3. 身体傷害を被った時
 - ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時
 - ② 疾病については、医師（本会員が医師である場合は、当該会員以外の医師をいいます）の診断による発病の時

第4条（支払債務免除額の計算）

1. 免除する支払債務の額は、本会員が死亡した日または重度障害になった日（重度障害であることを医師が診断した日をいいます。以下同様とします）現在の債務額（支払期限未到来債務を含みます）とし、支払遅滞による遅延損害金を含みます。
2. 前項の規定にかかわらず、本会員が死亡または重度障害の原因となった身体障害を被った日（傷害については傷害の原因となった事故発生日をいい、疾病については医師の診断による発病日をいいます。但し、身体障害を被った時が判明しているときは、その時をいいます）以降に新たに生じた支払債務については、免除しません。
3. 当社が免除する債務の額は、いかなる場合も、100万円が上限となります。

第5条（支払債務を免除しない場合）

1. 当社は、本会員が死亡した場合または重度障害になった場合であっても、次に定める場合には、支払債務を免除しません。
 - ① 本会員の故意
 - ② 本会員の自殺行為または犯罪行為
2. 当社は、次に定める事由により発生した支払債務は免除しません。
 - ① 会員規約第21条に定める期限の利益を喪失した後のカード利用
 - ② 他人によるカードの不正使用

第6条（支払債務を免除するための手続）

1. 本会員が死亡した場合または重度障害になった場合は、本会員またはその法定代理人または法定相続人は、当社に対し、次に掲げる手続を行わなければなりません。
 - ① 死亡した日または重度障害になった日からその日を含めて原則30日以内にその旨を通知すること
 - ② 次に掲げる書類を提出すること（但し、これ以外の書類の提出を求めることがあります）。①死亡の場合は、死亡診断書または死体検案書②重度障害の場合は、その程度を証明する医師の診断書
2. 本会員またはその法定代理人または法定相続人が当社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその通知、説明もしくは書類につき知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたときは、当社は支払債務を免除しません。

第7条（当社の指定医による診察等の要求）

1. 当社は、本会員またはその法定代理人または法定相続人に対し、前項の通知に関する説明及び当社の指定する医師による本会員の身体の診察もしくは死体の検案（但し、その際に要した費用は当社の

負担とします)を求めることができるものとし本会員またはその法定代理人または法定相続人はこれに協力しなければなりません。

2. 前項の当社の申し出につき、本会員またはその法定代理人または法定相続人が正当な理由がなくこれを拒んだときは、当社は支払債務を免除しません。

第8条（免除対象債務の特定等）

1. 当社は、本特約第6条に掲げる書類を受理後、審査の上、本特約第4条に基づき当該会員について免除の対象となる支払債務の額を決定します。
2. 前項の決定を行うにあたり、いずれの支払債務を免除するかについては当社の定めるところによるものとし、本会員はこれを予め承諾するものとします。
3. 当社が支払債務の免除をしてもなお本会員の支払債務が残存するときは、本会員またはその法定相続人は会員規約に従いその支払いをするものとします。
4. 当社が支払債務を免除した場合において、死亡した日または重度障害になった日以降に本会員またはその法定相続人から支払債務の全部または一部について支払いが行われた場合には、当社において審査の上、支払債務の免除をする部分に既払金があるときはこれを本会員またはその法定相続人に返還し精算するものとします。但し、本会員またはその法定相続人への返還金には利息を付さないものとします。

別表

対象となる重度障害の状態

1. 眼の障害

- (1)両眼が失明したとき
- (2)両眼の矯正視力の和が永続的に0.04以下になったとき

2. 耳の障害

- (1)両耳の聴力を失ったとき
- (2)両耳の聴力レベルが永続的に100デシベル以上となったとき

3. 腕（手関節以上をいいます）または脚（足関節以上をいいます）の障害

- (1)両腕または両脚を失ったとき
- (2)両腕または両足の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき
- (3)1腕を失い、かつ、1脚を失ったとき
- (4)1腕を失ったかまたは1腕の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき
- (5)1腕の3大関節中の1関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき

4. 指の障害

- (1)両手のすべての指を失ったとき
- (2)両手のすべての指の機能を全く廃したとき

5. 咀嚼または言語の機能を全く廃したとき

6. 難病（厚生労働省特定疾患治療研究事業の対象となっている疾病をいいます）となったとき

7. その他身体の著しい障害により、随時他人の介助を受けなければ自用を弁ずることができなくなったとき

(注1)すでに生じていた障害に新たな障害が加わったことにより上記の状態になった場合を含みます。

(注2)「手関節以上」または「足関節以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

(2011年9月改定)

ETCカード特約(個人用)

第1条（定義）

- 1.「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは地方道路公社または都道府県市町村である道路管理者のうち、南都カードサービス株式会社（以下「当社」という）が指定する者とします。
- 2.「ETCシステム」とは、道路事業者が運営する、車両に装着した車載器にETCカードを挿入し路側システムとの間で料金情報の

無線通信を実施することにより、道路事業者の定める有料道路の料金所で通行料金の支払いのために止まることなく通行できるシステムとします。

3. 「ETCカード」とは、ETCシステムにより料金を支払う方を識別して車載器を動作させる機能を有するICカードの総称とします。
4. 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で料金の決済に必要な情報の通信を行う機能を有する装置の総称とします。
5. 「路側システム」とは、ETCシステムの車線に設置され、車載器との無線通信を行い、通行料金を計算する装置とします。

第2条（ETCカードの貸与と取扱い）

1. 当社は、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」という）のうち当社が指定するカードの個人会員が、本特約および南都カード会員規約（以下「会員規約」という）を承認の上所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方（以下「会員」という）に対し、ETCカードをカードに追加して発行・貸与します。
2. 会員はETCカードの裏面に署名を行わないものとします。
3. ETCカードの所有権は当社に属します。ETCカードはETCカード表面に印字された会員本人以外は使用できません。
4. 会員は、ETCカードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、ETCカードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託してはならず、また、理由の如何を問わず、ETCカードを他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させてはなりません。

第3条（ETCカードのご利用）

1. 会員は、道路事業者の定める料金所において、所定の方法で通過することにより、ETCカードを通行料金の支払い手段とすることができます。
2. 前項にかかわらず会員は、道路事業者の定める料金所において、通行料金の支払いに際し、ETCカードの呈示を求められた場合には、これを呈示するものとします。

第4条（ご利用代金の支払い）

1. 会員は、前条により負担する通行料金等に係る債務を、会員規約に従いカードの利用代金と合算して支払うものとします。
2. 前項の支払いに係る支払期日および支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規約を準用します。ただし、カードの支払区分が「あとからりぼ」の場合は会員規約第31条の定めに基づき支払い、「リボルビング専用カード」および「マイ・ペイすりぽ」の場合は各特約の定めに基づき支払うものとします。

第5条（ご利用枠）

ETCカードは、カードの利用枠の範囲内で利用できるものとします。会員がカードの利用枠を超えてETCカードを使用した場合も、会員は当然にその支払いの責を負うものとします。

第6条（利用疑義）

当社からの利用代金の請求は、ETCシステムに記録された利用記録により道路事業者が作成する請求データに基づくものとします。なお、当該道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当社への支払義務は免れないものとします。

第7条（紛失・盗難）

1. ETCカードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、会員は、そのETCカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
2. 会員は、ETCカードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届け出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。
3. 当社はETCカードが第三者によって取得される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があるかと判断した場合、当社の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員は予め承諾するものとします。

第8条（会員保障制度）

1. 前条1項の規定にかかわらず、当社は、会員が紛失・盗難により他人にETCカードを不正利用された場合であって、前条2項の警察並びに当社への届け出がなされたときは、これによって会員が被るETCカードの不正利用による損害をてん補します。
2. 保障期間は、ETCカードの入会日からカードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとします。
3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。
 - (1) 会員の故意若しくは重大な過失に起因する損害。なお、会員がETCカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員に重大な過失があったものと見なします。
 - (2) 損害の発生が保障期間外の場合
 - (3) 会員の家族・同居人・ETCカードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - (4) 会員が本条4項の義務を怠った場合
 - (5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
 - (6) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害
 - (7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
 - (8) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害
4. 会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社がてん補に必要と認める書類を当社に提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

第9条（ETCカード年会費）

1. 会員は、当社に対して所定のETCカード年会費を、カードの年会費とは別に支払うものとします。
2. ETCカード年会費の支払期日は、ETCカード送付時に通知するものとし、支払われたETCカード年会費は、当社の責に帰す事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、理由の如何を問わず返還しないものとします。

第10条（ETCカードの有効期限）

1. ETCカードの有効期限は、当社が指定するものとし、ETCカード表面に記載した月の末日までとします。

- ETCカードの有効期限の2ヶ月前までに申出がなく、当社が引き続き会員として認める場合には、新しいETCカードと本特約を送付します。ただし、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当社が認める場合には、送付を保留することができるものとします。
- ETCカードの有効期限内におけるETCカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本特約を適用するものとします。

第11条（退会）

- 会員がETCカードを退会する場合は、当社の指定する金融機関若しくは当社に所定の届出用紙を提出する方法または電話により当社に届け出を行う方法等の当社所定の方法により当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、会員のETCカードを当社に返却するものとします。
- 会員がカードを退会する場合は、会員のETCカードも同時に退会となるものとします。

第12条（再発行）

- ETCカードの再発行は、当社所定の届け出を提出していただき当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。
- ETCカードの再発行によりETCカードの会員番号が変更となった場合には、道路事業者が実施する、登録型割引制度（以下「登録型割引制度」という）を利用する会員は、自ら、道路事業者所定の会員番号の変更手続きを行うものとし、変更手続き完了するまでのETCカードの利用が登録型割引制度の対象とならないことを予め承諾するものとします。当社は、ETCカードの利用が登録型割引制度の対象とならないことにより会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

第13条（利用停止措置）

当社は、会員が本特約若しくは会員規約に違反した場合またはETCカード若しくはカードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合、会員に通知することなくETCカードの利用停止措置をとることができるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。当社は、ETCカードの利用停止の措置による道路上での事故に関し、これを解決若しくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。

第14条（免責）

- 当社は、会員に対し、事由の如何を問わず、道路上または料金所での事故、ETCシステムおよび車載器に関する紛議に関し、これを解決し若しくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。
- 会員は車輛の運行に際し、車載器に定められた用法に従い、必ずETCカードの作動確認を行うものとします。作動に異常がある場合には、ETCカードの使用を止め、直ちに当社に通知するものとします。
- 当社は、ETCカード機能不良に基づく会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。

4. 当社は登録型割引制度を含む道路事業者が提供する各サービスに関して、会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

第15条（特約の変更、承認）

本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にETCカードを利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第16条（ETCシステム利用規程の遵守）

会員は、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規程を遵守し、ETCカードを利用するものとします。

第17条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

（2020年10月改定）

ETCシステム利用規程

（目的）

第1条 この利用規程は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）（以下「省令」といいます。）第2条第1項に基づく公告又は公示を行った地方道路公社又は都道府県若しくは市町村である道路管理者をいいます。以下同じです。）が省令第2条第2項の規定に基づき、周知すべき事項を定めたものです。

（遵守事項）

第2条 無線通信により通行料金の支払いに必要な手続を自動的に行う仕組み（以下「ETCシステム」といいます。）を利用しようとする者は、この利用規程を遵守しなければいけません。遵守しない場合は、ETCシステムを使用して通行料金を収受する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等（以下「ETCシステム取扱道路管理者」といいます。）は、ETCシステムの利用を拒絶することがあります。

（利用に必要な手続）

第3条 ETCシステムを利用しようとする者は、第一号に掲げる手続を経た上、第二号から第四号に掲げる手続を行わなければいけません。

一 ETCシステム取扱道路管理者又はETCシステム取扱道路管理者との契約に基づきETCカード（車載器（自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいいます。以下同じです。）に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。以下同じです。）に挿入して車載器を動作し、及び通行料金の支払いに必要な情報を記録するカードをいいます。以下同じです。）を発行する者の定める手続によりETCカードの貸与を受けること。

二 ETCシステムを利用する自動車に車載器メーカーが適合するものと定めた車載器を購入その他の方法により取得すること。

三 前号で取得した車載器を、車載器メーカーが示す方法により自動車に取り付けること。

四 省令第4条第1項第三号に規定する一般財団法人が定める方法により、第二号で取得した車載器を通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすること（以下

「セットアップ」といいます。)。ただし、二輪車（道路運送車両法第3条の小型自動車又は軽自動車である二輪自動車（側車付二輪自動車（またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取り装置及び3個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された自動車であって、三輪幌型自動車として登録されている自動車を含みます。以下同じです。）を含みます。）。をいいます。以下同じです。）。でETCシステムを利用する者は、セットアップに先立ち、ETCシステム取扱道路管理者が別に定めるところに従い、所定の事項をETCシステム取扱道路管理者に登録すること。

（車載器の取扱い）

第4条 車載器の分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってはけません。

2 車載器のアンテナ周辺に物を置くなどして電波をささぎってはけません。

3 車載器を取得した者は、車載器の取り付けられた自動車のナンバープレート（自動車登録番号標及び車両番号標をいいます。）。が変更になった場合、車載器の取り付けられた自動車をけん引できる構造に改造した場合、車載器を他の自動車に付け換えた場合等セットアップされている情報に変更が生じた場合には、再度セットアップをしなければいけません。

（ETCカードの取扱い）

第5条 ETCカードの分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってはけません。

2 ETCカードの貸与を受けた者は、ETCカードを紛失、盗難等により亡失した場合及び貸与されたETCカードが破損、変形した場合は、ただちにその旨をETCカードを発行した者に通知してください。

3 有効期限が経過しているETCカード及びETCシステム取扱道路管理者又はETCシステム取扱道路管理者との契約に基づきETCカードを発行する者が無効としたETCカードは利用することができません。

（利用方法）

第6条 ETCシステムを利用する者は、ETCカードを車載器に確実に挿入し、ETCシステムが利用可能な状態になったことを確認の上、ETCシステムを利用することができる車線（以下「ETC車線」といいます。）。を通行してください。

（ETCシステムの利用制限等）

第7条 ETCシステム取扱道路管理者は、道路の管理上必要な場合は、予告なくETCシステムの利用を制限し、又は中止することがあります。

（通行上の注意事項）

第8条 ETCシステムを利用する者は、ETC車線（スマートIC（地方公共団体が主体となって発意し、当該地方公共団体が高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条の2第1項の規定に基づき連結許可を受けた同法第11条第一号の施設で、道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第三号本文に規定するETC専用施設のみが設置され、同号イに規定するETC通行車のみが通行可能なインターチェンジをいいます。以下同じです。）。の車線及び一旦停止を要するETC車線（ETCシステム利用規程実施細則第5条その他の事項に定める料金所にあります。以下同じです。）。を除きます。）。を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。

一 車線表示板（料金所の車線上に設置されたETCシステムの利用の可否を示す案内板をいいます。以下同じです。）。に「ETC」若しくは「ETC専用」（これらの表示がある車線では、ETCシステムを利用する自動車しか通行できません。）。又は「ETC／一般」（この表示がある車線では、ETCシステムを利用する自動車及びいったん停車して係員に対して通行料金を支払う車両（道路運送車両法第2条第1項に規定する道路運送車両のうち、軽車両を除くものをいいます。以下同じです。）。が通行できます。）。と表示されるので、これらの表示によりETC車線が利用可能であることを確認し、20キロメートル毎時以下に減速して進入すること。

二 ETC車線内は徐行して通行すること。

- 三 前車が停車することがあるので、必要な車間距離を保持すること。特に「ETC／一般」と表示のある車線では、前車がETCシステムを利用しない場合は、いったん停車するので注意すること。
- 四 路側表示器(車線の側方に設置される装置で、通行することの可否のほか、車種の区分、通行料金の額等を表示するものです。以下同じです。)に通行することができる場合は「↑」、通行することができない場合は「STOP 停車」を表示するので、これらの表示を確認すること。
- 五 路側表示器の表示が「STOP 停車」の場合は、ETC車線上にある開閉式の横木(以下「開閉棒」といいます。)が開かない、又は閉じるので、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従うこと。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないこと。
- 六 路側表示器の表示が「↑」の場合は、ETC車線上にある開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。
- 七 他の車両と並進したり、他の車両を追い抜いたりしないこと。
- 2 ETCシステムを利用する者は、スマートICの車線及び一旦停止を要するETC車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。
- 一 当該車線の周辺に設置している案内板等に従って徐行して進入し、指定された停止位置(以下「停止位置」といいます。)で、必ずいったん停止すること。なお、停止位置で通信開始ボタンを押す必要がある場合には、案内板等の指示に従うこと。
- 二 他の自動車と並進したり、他の自動車を追い抜いたりしないこと。
- 三 開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。
- 四 開閉棒が開かない場合は、開閉棒の手前で停車して係員に申し出ること。
- 3 二輪車でETCシステムを利用する者は、ETC車線を通行する場合は、前2項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。
- 一 案内板や路面表示等により、二輪車の通行が可能なETC車線であることを確認し、進入すること。
- 二 案内板や路面表示等により、通行方法が示されている場合は、これらの表示に従って通行すること。
- 三 蛇行、斜行したりせず、前車と十分な車間距離を保持し、1台ずつまっすぐに進入すること。
- 4 二輪車(この項においてのみ側車付二輪自動車を除きます。)でETCシステムを利用する者は、車線表示板に「ETC」若しくは「ETC専用」の表示がある車線を通行する場合において、開閉棒が開かない、又は閉じるときは、第1項第五号の規定にかかわらず、後退したりせず、開閉棒及び後続車等に十分注意を払い、安全を確認の上、開閉棒を避けてETC車線から退避してください。この場合、駐停車が禁止されていない場所から安全を確認の上、遅滞なく、当該ETC車線を管理するETC取扱道路管理者あてに連絡し、指示に従ってください。
- 5 係員が車線を横断する場合がありますので、十分に注意して通行してください。

(ETCシステムを利用しない場合の通行方法)

第9条 ETCシステムを利用しない者は、車線表示板に「ETC」又は「ETC専用」の表示があるETC車線、スマートICの車線及び一旦停止を要するETC車線に進入してはいけません。誤って、これらの車線に進入した場合は、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしてはいけません。

(通行料金の計算)

第10条 ETCシステムを利用した場合は、ETCシステム取扱道路管理者の記録装置に記録された通行実績に基づき通行料金の計算を行います。

(免責)

第11条 ETCシステム取扱道路管理者は、ETCシステムを利用しようとする者又はETCシステ

ムを利用した者がこの利用規程に従わないで被ったいかなる損害について、一切の責任を負いません。

(別の定め)

第12条 利用証明書を必要とする場合、障害者割引措置を受けようとする場合その他ETCシステムの利用に関して必要な事項は、この利用規程に規定するもののほか別に定めます。

附 則

- 1 この利用規程は、平成24年12月6日から適用します。
- 2 平成20年12月1日付けETCシステム利用規程（以下「旧利用規程」といいます。）は、本規程の適用をもって廃止します。

なお、本規程の適用前に旧利用規程の規定に基づき行われた手続で、本規程の適用の際現に効力を有するものは、本規程の規定により行われたものとします

ETCシステム利用規程実施細則

(目的)

第1条 この実施細則は、ETCシステム利用規程（以下「規程」といいます。）第12条に基づき、ETCシステムの利用に関して必要な事項を定めるものです。

(利用方法)

第2条 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は公社等が管理する有料道路において、ETCシステムを利用しようとする場合は、運転を中断している間を除き、有料道路への進入から有料道路からの退出まで同一の車載器に同一のETCカードを挿入し、ETCシステムを利用可能な状態に保ってください。

(通行方法)

- 第3条 ETCシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、利用証明書を必要とする場合は、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線（ETC車線及び一旦停止を要するETC車線以外の車線をいいます。以下同じです。）又は混在車線（「ETC／一般」の表示のある車線をいいます。以下同じです。）を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡すとともに利用証明書を請求してください。ただし、スマートICでは利用証明書は発行しません。
- 2 ETCシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、ETCシステムにより障害者割引措置を受けようとする場合は、ETCシステム取扱道路管理者が別に定める手続（以下本項において「手続」といいます。）を行ってください。なお、手続を行っていない場合、ETC車線及び一旦停止を要するETC車線の利用ができない場合等、係員の処理により障害者割引措置を受けようとするときには、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員に身体障害者手帳又は療育手帳を呈示の上、ETCカードを手渡してください。ただし、スマートICでは、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
 - 3 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は公社等が管理する有料道路において、入口料金所（利用する道路又は道路の区間の始点にあり通行券を発券する料金所をいいます。以下同じです。）で車載器にETCカードを挿入してETC車線を通行した場合に出口料金所（利用する道路又は道路の区間の終点までにあり通行料金の請求を受ける料金所をいいます。以下同じです。）及び検札料金所（通行券の検札を行う料金所をいいます。以下同じです。）でETC車線の利用ができないときは、いったん停車してETCカードを係員に手渡してください。ただし、出口料金所がスマートICの場合は、案内板、係員の指示その他の案内に従ってください。
 - 4 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は公社等が管理する有料道路において、入口料金所で通行券を受け

取った場合は、出口料金所及び検札料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車してETCカードと通行券を係員に手渡ししてください。ただし、出口料金所がスマートICの場合は、当該料金所は利用できません。

- 5 首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、神戸市道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社が管理する有料道路の混在車線では開閉棒を開放したままの場合があります。この場合には、路側表示器の表示内容に従い、ブース横で安全に停車できる速度と車間距離を保持して進入してください。
- 6 高速自動車国道並びに首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が管理する有料道路において、通行止めにより途中流出した自動車が、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が実施する料金調整を受けようとするときは、再流入後の通行については、通行止めによる途中流出前に用いた車載器及びETCカードと同一のものを使用してください。

(徐行の方法)

第4条 規程第8条第1項第二号及び第六号並びに第2項第一号及び第三号に規定する徐行の際は、ETC車線内で前車が停車した場合、開閉棒が開かない若しくは閉じる場合その他通行するにあたり安全が確保できない事象が生じた場合であっても、前車又は開閉棒その他の設備に衝突しないよう安全に停止することができるような速度で通行してください。

(その他の事項)

第5条 次表の左欄に掲げるETCシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、同表右欄に掲げる場合は、同表右欄に定める取扱い方法を適用するものとします。

ETCシステム取扱道路管理者の名称	場合	取扱い方法
東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 大阪府道路公社 神戸市道路公社 愛知県道路公社 栃木県道路公社 広島高速道路公社 福岡県道路公社 長崎県道路公社 鹿児島県道路公社 滋賀県道路公社	車載器に路線バスとしてセットアップした自動車を路線バス以外の用途で使用する場合は、車載器に路線バス以外の自動車としてセットアップした自動車を路線バスの用途で使用する場合は	車載器にETCカードを挿入することなく、一般車線又は混在車線を通行し、通行券を発売する料金所では通行券を受け取り、通行料金の請求を受ける料金所では、いったん停車して係員にETCカードを手渡ししてください。ただし、スマートICから流入しスマートIC以外の出口料金所及び検札料金所を利用する場合は、一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡し、スマートICの出口料金所を利用する場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 大阪府道路公社 神戸市道路公社 愛知県道路公社 栃木県道路公社	車軸数が4の自動車である限り（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下のものが道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に定める許可を受けて通行する場合は	セットアップを行う際に申し出されていない場合は、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡ししてください。ただし、通行料金の請求を受ける料金所がスマートICである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。

広島高速道路公社 福岡県道路公社 長崎県道路公社 鹿児島県道路公社 滋賀県道路公社		
東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 大阪府道路公社 愛知県道路公社 栃木県道路公社 広島高速道路公社 福岡県道路公社 長崎県道路公社 鹿児島県道路公社 滋賀県道路公社	車軸数が2以上の自動車であって隣接するいずれかの車軸間距離が1.0メートル未満のものが通行する場合	セットアップを行う際に申し出されていない場合及び該当する自動車が被けん引自動車の場合は、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、通行料金の請求を受ける料金所がスマートICである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 愛知県道路公社 広島高速道路公社 福岡県道路公社	入口料金所でETCシステムを利用して通行した自動車が事故及び故障等により通行できなくなり、出口料金所及び検札料金所をけん引された状態で流出する場合	出口料金所及び検札料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、出口料金所がスマートICである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
首都高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社	乗継制度（有料道路を利用する自動車が、指定した出口から有料道路外へいったん出たのち、再度指定した入口から進入し、引き続き当該有料道路を利用する場合にこれを1回の通行とみなす制度をいいます。）の適用を受けようとする場合	有料道路への進入から乗継出口、乗継入口、有料道路からの退出まで同一の車載器に同一のETCカードを挿入して通行してください。
名古屋高速道路公社 福岡北九州高速道路公社	乗継制度の適用を受けようとする場合	入口料金所から乗継出口を経由して乗継料金所まで同一の車載器に同一のETCカードを挿入して通行してください。
福岡北九州高速道路公社	車軸数が2のセミ・トレーラー用トラクタで被けん引自動車を連結していないものが通行する場合	通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。
東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 名古屋高速道路公社 福岡北九州高速道路公社 広島高速道路公社	特定の区間・経路を通行した場合に対象となる通行料金や割引制度の適用を受けようとする場合	当該特定の区間・経路の利用開始から利用終了まで同一の車載器に同一のETCカードを挿入して通行してください。

首都高速道路株式会社 栃木県道路公社 名古屋高速道路公社 広島高速道路公社 福岡北九州高速道路公社 福岡県道路公社 鹿児島県道路公社 滋賀県道路公社	障害者割引に登録したETCカード及び自動車で被けん引自動車を連結して通行する場合	通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 愛知県道路公社 広島高速道路公社 福岡県道路公社	入口料金所でETCシステムを利用して通行した自動車が、インターチェンジ等の間で、被けん引自動車との連結等により料金車種区分が変更された状態で出口料金所及び検札料金所を通行する場合	出口料金所及び検札料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、出口料金所がスマートICである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社	けん引自動車がスマートICを通行する場合	スマートICから流入し、スマートIC以外の出口料金所及び検札料金所を利用する場合は、一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。スマートICから流入し、スマートICの出口料金所を利用する場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
中日本高速道路株式会社	右欄対象料金所の一旦停止を要するETC車線を通行する場合	対象料金所 中部縦貫自動車道（安房峠道路）平湯料金所 通行に際しては、ETCシステム利用規程及び同実施細則の規程に従い通行してください。
東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 宮城県道路公社 栃木県道路公社 名古屋高速道路公社 愛知県道路公社 滋賀県道路公社 京都府道路公社 大阪府道路公社 神戸市道路公社 兵庫県道路公社 広島高速道路公社 福岡県道路公社 長崎県道路公社 鹿児島県道路公社	側車付二輪自動車であって被けん引自動車を連結して通行する場合	通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、出口料金所がスマートICである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。

附 則

- この実施細則は、平成31年4月1日から適用します。ただし、現にETCシステムを利用して料金徴収を行っていない道路又はETCシステム取扱道路

管理者においては、ETCシステムを利用して料金徴収を開始する日から適用します。

2 平成31年2月1日付けETCシステム利用規程実施細則（以下「旧実施細則」といいます。）は、本実施細則の適用をもって廃止します。

なお、本実施細則の適用前に旧実施細則の規定に基づき行われた手続で、本実施細則の適用の際現に効力を有するものは、本実施細則の規定により行われたものとしします。

i D会員特約(統合型：個人用)

第1部 i D会員特約(統合型：個人用) 一般条項

第1条 (定義)

「i D決済システム」(以下「本決済システム」という)とは、非接触IC技術を活用したクレジット決済システムをいいます。
「i D媒体」とは、本決済システムを提供する媒体のことを指し、以下の種類があります。

- ① 非接触IC技術を用いた機能を搭載した携帯機器
- ② 会員規約に基づき会員に発行するクレジットカードとして、会員規約に定めるクレジットカードの機能(以下「クレジットカード機能」という)と本特約に定める本決済システムでの利用機能の双方を備えた一枚のカード等(以下「一体型カード」という)
- ③ 会員規約に基づき会員に発行するクレジットカード(第7条1項に定める決済用カードをさす)とは別の、本決済システムでの利用機能を備えたカード等(以下「専用カード」という)

第2条 (i D会員)

1. 南都カードサービス株式会社(以下「当社」という)が発行するクレジットカードのうち当社が指定するクレジットカードの個人会員(以下「会員」という)で、本特約及び南都カード会員規約(以下「会員規約」という)を承認のうえ、当社所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方をi D会員とします。また、当社が申込みを認めた日を契約成立日とします。
2. i D会員には、本決済システムを使用するi D媒体によって、それぞれi D会員(携帯型)、i D会員(一体型)およびi D会員(専用型)があります。
3. 当社はi D会員(一体型)に対しては、一体型カードを発行し、i D会員(専用型)に対しては、専用カードを発行し、貸与します。但し、一部一体型カードを発行できないクレジットカードがあります。
4. 会員が家族会員の場合には、当該家族会員の利用につき責任を負う本会員がi D会員である場合に限り、当社は当該家族会員をi D会員とするものとします。但し、会員がi D会員(一体型)の場合は、この限りでないものとします。
5. 本会員は、i D会員である家族会員による本決済システムの利用により生じる全ての責任(利用金額の支払義務を含む)を負うものとします。この場合、i D会員である家族会員は、当社が、当該家族会員による本決済システムの利用内容・利用状況等(本特

約で家族会員の利用とみなす場合を含む）を本会員に通知することを、予め承諾するものとします。

6. 本会員は、i D会員である家族会員に対し本特約の内容を遵守させるものとし、当該家族会員が本特約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害（i D会員番号、暗証番号等の管理に関して生じた損害を含む）を賠償するものとします。
7. i D媒体は、i Dの商品性の改定等により、追加、廃止、変更されることがあります。i D媒体が廃止または変更される場合、当社は、当該i D媒体を利用しているi D会員に対し、当社が適当と認める方法で告知するものとし、i D会員が所定の期間内に異議を述べない限り、当社は他のi D媒体を代わりに発行するものとし、当該i D会員は代替りのi D媒体の発行に同意したものとみなします。

第3条（発行手数料）

i D会員は、一体型カードまたは専用カード（以下まとめて「本カード」という）が発行された場合、当社所定の発行手数料を支払うものとします。尚、支払われた発行手数料は、当社の責に帰す事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、理由の如何を問わず、返還しません。

第4条（暗証番号）

1. 当社は、i D会員より申出のあったi Dの暗証番号を所定の方法により登録します。但し、申出がない場合または当社が定める指定禁止番号を申出た場合は、当社所定の方法により登録することがあります。
2. i D会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。i Dの利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当社に責のある場合を除き、i D会員は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第5条（i D媒体の利用）

1. i D会員は、i D媒体を当社所定の方法で使用するにより、本決済システムの利用が可能な加盟店（以下「i D加盟店」という）での支払い手段とすることができます。
2. i D会員は、第7条第1項で定める決済用カードの代わりにi D媒体を用いて当社が別途指定するATM等において当社所定の操作を行うことにより、会員規約に定めるキャッシングリボとして、当社から現金を借り受けることができます。また、i D会員は、会員規約に定める方法以外に、当社が別途指定するATM等においてi D媒体を用いて当社所定の操作を行うことにより、キャッシングリボの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。但し、本決済システムまたはこれに関連するシステムの仕様上、本項に定めるキャッシングリボのサービスが受けられない場合があるものとします。

第6条（i D媒体の管理）

1. i D会員は、i D媒体を善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理し、i D会員本人以外の第三者にi D媒体による本決済システムの利用をさせてはなりません。
2. i D会員は、i D媒体内に装備されたICチップおよびアプリケ

ーションにつき、変造、偽造、複製、分解、解析等をおこなってはなりません。

3. i D会員が前2項に違反したことにより i D会員本人以外の第三者が i D媒体を使用して本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用を i D会員本人の利用とみなします。

第7条（ご利用代金の支払い）

1. 本会員である i D会員は、本特約に基づく一切の債務を、会員規約に従い、i D会員が予め指定する決済用のクレジットカードおよび一体型カードのクレジットカード機能（以下「決済用カード」という）の利用代金として、決済用カードのその他の利用代金等と合算して支払うものとします。
2. 前項の支払いのうち i D加盟店での利用に係る支払期日及び支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規約を準用します。ただし、決済用カードの支払区分が「いつでもリボ」および「あとからリボ」の場合は会員規約第31条の定めに基づき支払い、「リボルビング専用カード」、および「マイ・ペイすリボ」の場合は各特約の定めに基づき支払うものとします。また、利用後に当該利用代金を分割払いに変更する方法の場合は、会員規約第32条の定めに基づき支払うものとします。

第8条（海外利用代金の決済レート等）

本決済システムの海外の i D加盟店での買物ご利用代金は、取引時点で「i D」ブランドセンターが指定するレートで日本円に換算されます。

第9条（ご利用枠）

1. i D会員は、決済用カードの利用枠の範囲内で、決済用カードの代わりに i D媒体を第5条に定めるとおり利用できるものとします。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず暗証番号入力に伴わない取引については当該取引の利用条件を別途指定することができ、i D会員はこれに従うものとします。
3. i D会員は、当社が適当と認めた場合、本条第1項の規定にかかわらず、決済用カードの利用枠を超えて、i D媒体を本決済システムで利用できるものとします。その場合も、i D会員は当然に支払の責を負うものとします。

第10条（紛失・盗難）

1. i D会員は、i D媒体または i D会員情報（第20条第1項で定める。以下同じ）が紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により本決済システムにおいて他人に不正利用された場合、会員は、本決済システムでの当該利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
2. i D会員は、i D媒体または i D会員情報が紛失・盗難にあった場合、直ちにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届出ていただく場合があります。

第11条（会員保障制度）

1. 前条第1項の規定にかかわらず、当社は i D会員が紛失・盗難により他人に i D媒体または i D会員情報を不正利用された場合であって、前条第2項の警察並びに当社への届出がなされたときは、

- これによって i D 会員が被る本決済システムでの不正利用による損害をてん補します。
2. 保障期間は、i D 媒体の入会日から決済用カードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとします。
 3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。
 - (1) i D 会員の故意若しくは重大な過失に起因する損害
 - (2) 損害の発生が保障期間外の場合
 - (3) i D 会員の家族・同居人・当社から送付した本カードまたは第19条に定めるアクセスコードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - (4) i D 会員が本条第4項の義務を怠った場合
 - (5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
 - (6) 暗証番号入力を伴う取引についての損害（但し、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りでありません。）
 - (7) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害
 - (8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
 - (9) その他本特約および会員規約の違反に起因する損害
 4. i D 会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社がてん補に必要と認める書類を提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

第12条（有効期限）

1. 本カードおよび i D 会員情報の本決済システムにおける有効期限は、当社が指定するものとし、有効期限は書面、電子メール、または本カードの券面に記載する方法その他当社所定の方法により通知する年月の末日までとします。
2. 有効期限の2ヶ月前までに申出がなく、当社が引き続き i D 会員として認める場合には、新たに本カードを送付または通知します。この場合、i D 会員（携帯型）は改めて第20条に準じて会員登録を行うものとします。なお、本決済システムの利用状況によっては、i D 会員に事前に通知することなく、i D 会員を退会させることができるものとします。
3. i D 会員は有効期限経過後の本カードを直ちに裁断破棄するものとします。

第13条（退会、会員資格の取消）

1. i D 会員が i D 会員を退会する場合は、当社所定の方法により当社に届け出るものとします。
2. i D 会員が退会などにより決済用カードに関する会員としての資格を失った場合は、同時に i D 会員としての会員資格を失うものとします。
3. i D 会員は i D 会員としての会員資格を取り消された場合または退会した場合、速やかに本カードを裁断破棄、または当社に返却するものとします。

第14条（再発行）

当社は、本カードの紛失・盗難の場合には、i D会員が当社所定の届けを提出し当社が適当と認めた場合に限り、本カードを再発行します。この場合、i D会員は、当社所定の再発行手数料を支払うものとします。

第15条（利用停止措置）

当社は、i D会員が本特約若しくは会員規約に違反した場合またはi D媒体若しくは決済用カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合、会員に通知することなく、i D媒体による本決済システムの利用停止措置をとることができるものとし、i D会員は予めこれを承諾するものとします。

第16条（本サービスの中止、一時停止）

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、i D会員に対する事前の通知なく、本決済システムにおけるi D媒体の取扱いの中止または一時停止することができます。この場合、当社は、本決済システムにおけるi D媒体の取扱いを中止または一時停止することにより、i D会員に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。

- (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、本決済システムにおけるi D媒体の取扱いが困難であると当社が判断した場合。
- (2) その他、コンピュータシステムの保守他、当社がやむを得ない事情で本決済システムにおけるi D媒体の取扱いの中止または一時停止が必要と判断した場合。

第17条（特約の変更、承認）

本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にi D媒体を本決済システムで利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。

第18条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

第2部 i D会員（携帯型）に関する特別条項

第19条（i D会員番号とアクセスコードの発行）

1. 当社は、i D会員（携帯型）に対し、i D会員番号およびアクセスコードを発行し、当社所定の方法により通知するものとします。
2. i D会員（携帯型）は当社から通知されたi D会員番号およびアクセスコードを善良なる管理者の注意をもって使用および管理するものとし、i D会員（携帯型）本人以外の第三者に使用させてはなりません。
3. i D会員（携帯型）は、第20条に定める会員情報登録を行う前に、通知を受けたアクセスコードを紛失し、または盗難された場合には、直ちに当社にその旨届け出るものとします。
4. 第三者が、アクセスコードおよび第4条に定める暗証番号（以下「指定暗証番号」という）を使用して第20条に定める会員情報登録のうえ本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用をi D会員（携帯型）本人の利用とみなします。

第20条（会員情報登録）

1. 当社は、i D会員（携帯型）に対しアクセスコードを通知することにより、i D会員が本決済システムで使用する自己の管理する携帯機器に対して、本決済システムの利用に必要な情報（以下「i D会員情報」という）を登録（以下「会員情報登録」という）することを承認します。なお、i D会員（携帯型）は、当社が指定する所定の期間（以下「会員情報登録期間」という）内に会員情報登録するものとし、会員情報登録期間終了後に会員情報登録する場合、または一度会員情報登録してから再度会員情報登録する場合には、事前に当社に届出のうえ当社の承認を得るものとし、ます。
2. i D会員（携帯型）は、当社が指定するダウンロードセンターから本決済システムを利用するために必要なアプリケーション等（以下「アプリケーション」という）を、当社所定の方法で携帯機器にダウンロードしたうえで、アクセスコードおよび指定暗証番号を入力するなどの当社所定の方法により会員情報登録するものとし、ます。但し、携帯機器が予め会員情報登録が可能な状態となっている場合、当該アプリケーションの設定手続きは省略できるものとし、ます。
3. i D会員（携帯型）は前項の手続きに先立ち、自己の責任および費用負担において、本決済システムに対応しうる機能を備えた携帯機器の準備、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約の締結およびその他本決済システムの利用に必要な準備をおこなうものとし、ます。
4. i D会員（携帯型）が前項の準備を怠ったことにより本決済システムの利用ができない場合、当社は一切の責任を負わないものとし、ます。また、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約が終了した場合には、本決済システムの利用の一部または全部が制限される場合があります。

第21条（i D会員情報の削除）

1. i D会員（携帯型）は、前条2項に定める手続きを行い、会員情報登録が完了した携帯機器（以下、「i D携帯」という）につき機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、担保提供もしくは廃棄等の一切の処分を行う場合には、当社所定の方法によりその旨届け出るものとし、あわせてi D携帯に登録されている会員情報を事前に削除するものとし、ます。
2. i D会員（携帯型）はi D会員（携帯型）としての会員資格を取り消された場合または退会した場合、速やかにi D携帯に登録されているi D会員情報を削除するものとし、ます。
3. 本条の措置をおこなわなかったことにより第三者がi D携帯を本決済システムで利用した場合、当該第三者による利用をi D会員（携帯型）本人の利用とみなし、ます。

第22条（アクセスコードの再発行）

1. 当社は、会員情報登録前のアクセスコードの紛失もしくは盗難等、またはi D携帯の機種変更、紛失、盗難または破損等の理由により、i D会員（携帯型）がi D会員番号およびアクセスコードの再発行を希望し当社が適当と認めた場合にはi D会員番号およびアクセスコードを再発行し、ます。

2. 前項の場合、i D 会員（携帯型）は新たに通知されたアクセスコードを使用して改めて第20条に準じて会員登録をおこなうものとします。

第23条（免責）

1. 当社は、i D 会員（携帯型）が i D 携帯を使用して本決済システムを利用したことにより、i D 携帯の各種機能または i D 携帯内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、i D 会員（携帯型）または第三者に損害が発生した場合でも、当社に故意または重過失があった場合を除き責任を負わないものとします。
2. 当社は、本特約に別途定める場合を除き、i D 携帯および i D 携帯に装備された IC チップ等の欠陥、品質不良等の原因により i D 会員（携帯型）が i D 携帯を使用して本決済システムを利用することが出来ない場合でも、責任を負わないものとします。但し、当社の故意または重過失による当社が指定するアプリケーションの欠陥、品質不良等によることが明らかな場合はこの限りではありません。

附則

i D 会員（ケータイ型）は i D（携帯型）に名称変更しております。

「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約（i D 会員）

第1条（用語）

本特約に定める用語は、「i D 会員特約（個人用）」および「i D 会員（携帯型）」に関する特別条項における場合と同じ意味を有するものとします。

第2条（同意）

1. i D 会員（携帯型）は、i D 会員（携帯型）からのお問い合わせに対する対応、会員情報登録状況の管理のため、下記①から③の情報について、当社が保護措置を講じた上で収集（携帯電話通信業者が当社に使用携帯機器に関する情報を提供し、当社が当該情報の提供を受けることを含む）・保有・利用することに同意します。
 - ① 使用携帯機器に関する情報（携帯機器本体内の IC カード固有の番号、携帯電話契約者番号、機種名・製造番号等の通信機器本体に関する情報をいいます）
 - ② 使用携帯機器への指定アプリケーションの登録状況
 - ③ i D 会員情報の登録状況
2. i D 会員（携帯型）は、当社が下記の目的のために前項の①から③の情報を利用することを同意します。
 - ① 当社のクレジットカード関連事業の調査分析、商品開発
 - ② i D 決済システムに関連するアフターサービスの提供
 - ③ 当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。

第3条（同意条項の準用及び本特約の位置付けおよび変更）

1. 本特約は、i D 会員特約（個人用）の一部を構成し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」（以下「同意条項」という）に追加して適用されます。
2. 本特約第2条に定める事項については、同意条項第4条、第5条、第7条から第11条を適用するものとします。この場合、同意条項の「第1条第1項」は「本特約第2条第1項」に、「第1条第2項」は「本特約第2条第2項」に、それぞれ読み替えるものとします。
3. 本特約は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

(2020年10月改定)

個人情報の取扱いに関する同意条項

＜本同意条項は南都VISAカード&南都マスターカード会員規約（以下「本規約」という）の一部を構成します＞

第1条（個人情報の収集・保有・利用等）

1. 会員または会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記①から⑦の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記②の契約情報を含む家族カードに関するお支払等のご案内は、本会員にご案内します）、および法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。
 - ① 申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債および収入等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報およびお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）
 - ② 会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報（以下「契約情報」という）
 - ③ 会員のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報
 - ④ 来店、お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報（映像・通話内容を含む）

- ⑤ 当社または決済口座のある金融機関等での取引時確認状況
- ⑥ 当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項
- ⑦ 官報や電話帳等の公開情報

2. 会員は、当社が下記の目的のために前項の①②③④の個人情報を利用することを同意します。

- ① 当社のクレジットカード関連事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
- ② 当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発
- ③ 当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
- ④ 当社が認めるクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。

3. 会員は、南都銀行グループ各社（以下、「当グループという」）での下記の利用目的のため、当社が当グループへ個人データを提供することならびに当グループが共同して個人データを利用することに同意します。

- ① 共同利用する個人データの項目
 - ・ 属性に関する情報
 - ・ 財務に関する情報
 - ・ 経営管理に関する情報
 - ・ 取引に関する情報
 - ・ 信用に関する情報
 - ・ 前1項①～⑤の情報
- ② 共同利用者の範囲
 - ・ 株式会社南都銀行および同行有価証券報告書等に記載されている連結子会社
- ③ 利用目的
 - ・ 総合的な金融サービスのご案内・提供のため
 - ・ リスク管理等による総合的な当グループ全体の経営管理のため
 - ・ その他お客さまとのお取引を円滑に履行するため
- ④ 当該個人データの管理責任者の名称
南都カードサービス株式会社

第2条（個人信用情報機関への登録・利用）

1. 本会員および本会員の予定者（以下総称して「本会員等」という）は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員に

よって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を本会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。

2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。
3. 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関ならびにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報 ^{*1}	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
② 本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6カ月間
③ 本規約に関する客観的な取引事実 ^{*2}	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④ 債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間

※1 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

※2 上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。

<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名称：株式会社シー・アイ・シー

（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7
新宿ファーストウエスト

電話番号：0120-810-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp>

※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

<提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名 称：全国銀行個人信用情報センター
所 在 地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号：03-3214-5020
ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>
(建物建替えのため、平成32年度まで東京都千代田区丸の内2-5-1に仮移転しております。仮移転先から戻る期日については、決定次第、同センターのホームページに掲載されます。)

○名 称：株式会社日本信用情報機構
所 在 地：〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14
住友不動産上野ビル5号館
電話番号：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp>

※株式会社シー・アイ・シーおよび上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク(CRIN)を構築しています。

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当社では行いません)。

第3条(繰上返済時の残高の開示)

本会員は、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の手続の全部または一部(手続が途中で中止された場合を含みます)を行う場合、当社が家族会員に対し当該繰上返済の対象となる残高(当該繰上返済の対象商品に関する、本会員および家族カードならびにそれらの会員番号の利用による残高の合計額)を開示することに同意します。

第4条(個人情報の預託)

会員等は、当社が当社の事務(配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません)を第三者に業務委託(契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む)する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。

第5条(利用の中止の申出)

会員は、第1条第2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、入会後に当社に対しその中止を申出することができます(以下、なお書きの内容を含めて、同じ)。ただし、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第10条第1項記載の窓口にご連絡ください。なお、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

第6条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は、当社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。

- ① 当社に開示を求める場合には、第10条第2項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類等)の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)でもお

知らせしております。

- ② 個人情報情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の連絡先へ連絡してください。
2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

第7条（会員契約が不成立の場合）

会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込をした事実は、第1条第1項に定める目的および第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第8条（退会後または会員資格取消後の場合）

本規約第23条に定める退会の申し出または本規約第22条に定める会員資格の喪失後も、第1条第1項に定める目的および開示請求等に必要範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報情報を保有し、利用します。

第9条（規約等に不同意の場合）

当社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合または本会員規約の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続をとることがあります。

第10条（個人情報に関するお問合わせ）

1. 第5条に定める中止のお申出は、当社までお願いします。
2. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員等の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。

南都カードサービス株式会社

<お客様相談室（責任者：お客様相談室長）>

〒630-0213 奈良県生駒市東生駒一丁目61番地7

南都地所東生駒ビル 4階

電話番号 0743-70-8881

第11条（同意条項の位置付けおよび変更）

1. 本同意条項は南都VISAカード&南都マスターカード会員規約の一部を構成します。
2. 本同意条項は当社所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

個人情報の共同利用について

当社は、個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①にもとづく表明・確約に関し

て虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明し会員資格が取り消された場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします

- ① 貴社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の（イ）（ロ）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

（イ）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

（ロ）暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

- ② 自らまたは第三者を利用して次の（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

（イ）暴力的な要求行為 （ロ）法的な責任を超えた不当な要求行為 （ハ）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 （ニ）風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為 （ホ）その他前記（イ）から（ニ）に準ずる行為

（2019年10月改定）

〈ナント〉 Cotoca会員規定

第1条（適用範囲等）

1. Cotoca（以下、「本カード」といいます。）とは、株式会社南都銀行（以下、「当行」といいます。）と南都カードサービス株式会社（以下、「当社」といいます。）が、共同で発行するカードをいい、本カードは当行の「キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」、「ICキャッシュカード特約」、「生体認証規定」、「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定」（以下、併せて「カード規定等」といいます。）に定めるサービス（以下、「キャッシュカードサービス」といいます。）と当社「南都VISAカード&南都マスターカード会員規約」（以下、「会員規約」といいます。）に定めるサービス（以下、「クレジットカードサービス」といいます。）を、一本化し、双方の機能を1枚で提供します。
2. 「〈ナント〉Cotoca会員規定」（以下、「本規定」といいます。）、「カード規定等」および「会員規約」等を承認のうえ、当行に本カードの利用を申込み、当行と当社が認めた方（以下、「会員」といいます。）に対して、本カードを発行し貸与します。なお、本カードのキャッシュカード機能は、お取引の際に生体認証が必要となるICキャッシュカードとなります。

3. 本カードでは、キャッシュカードサービスをご利用いただく普通預金口座がクレジットカードサービスの利用代金等を決済する預金口座（以下、「決済口座」といいます。）となります。なお、この決済口座は、原則として、変更することはできません。変更される場合は、本カードを解約したうえで、再度お申込みいただきます。
4. 本カードは、会員規約に定める本人会員のみが利用できます。ただし、クレジットカードサービスについては、会員規約に定める家族会員カード、キャッシュカードサービスについては、カード規定等に定める代理人カードをそれぞれ作成することができます。なお、本カードのお申込みについては、決済口座の口座名義にかかわらず屋号付きの名称・通称は受け付けません。また、お申込みは、当行または当社のそれぞれからお届出住所宛に通知や連絡を行うことをご了解いただける方に限ります。

第2条（カード所有権）

1. 本カードの所有権は、当行および当社に帰属します。会員には当行と当社の承認のもとに貸与するものとし、会員は善良なる管理者の注意を持って、カードを利用・管理するものとします。
2. 会員は、本カードについて他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできないものとします。
3. 当行または当社のいずれかより本カードの返却の請求があった場合は、会員はその請求に従って、本カードを返却するものとします。

第3条（カードの作成および交付）

1. 当行と当社は、本カードの作成を第三者に委託することができるものとします。また、本カードの交付についても当行と当社が指定する委託先からお届出の住所宛へ郵送することができるものとします。
2. 本カードの交付を受けた場合は、直ちにカード裏面の所定の場所に契約者ご本人の自筆にて署名をしてください。この署名は、クレジットカードサービスご利用の際に必要なに応じて使用していただくものであり、この署名がない場合には、クレジットカードサービスをご利用いただけない場合があります。
3. 本カードの発行前に会員が保有していたキャッシュカードについては、会員が本カードのキャッシュカードサービスを利用した時点で失効するものとします。
4. 本カードが万一、ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には、当行または当社で所定の期間のみ保管します。この場合、当行のお取引店または当社にてご確認のうえ、その指示に従い交付を受けるものとします。所定の期間を経過した場合は、お申込みはなかったものとして当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合は改めて本カードのお申込みが必要となります。
5. 本カードの発行が認められなかった方には、ICキャッシュカードを交付します。なお、すでに決済口座の（IC）キャッシュカードをお持ちの方につきましても、別途、新ICキャッシュカードを発行するものとします。なお、旧（IC）キャッシュカード

については、新ICキャッシュカードのキャッシュカードサービス（生体認証登録を含む）を利用した時点で失効するものとしします。

6. 前項の場合でも入会申込書、およびご提出いただいた書類は返却いたしません。

第4条（カードの利用・機械の誤操作について）

1. 本カードのご利用にあたっては、カード表面の記載に従いクレジットカードサービスと生体認証またはICによるキャッシュカードサービスおよび磁気ストライプによるキャッシュカードサービスとを、それぞれ間違いのないように利用してください。
2. 会員が本カードのデビットカードとしての機能（「デビットカード取引規定」より定められた機能をいいます。）およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用する場合には、本カードを提示する際にいずれの機能を利用するかについて当該加盟店に申出るものとします。
3. 自動機などに本カードを挿入する方向を誤る等により取引が行われた場合であっても、本カードが会員規約ならびに本規定、カード規定等および自動機の案内どおりに利用された場合、当該取引は有効なものとして取扱います。当該取引の取消または訂正はできません。

第5条（カードの記載事項）

1. 本カードについては表面に次の事項を記載します。
 - (1) 決済口座の口座番号
 - (2) クレジットカード会員番号
 - (3) 契約者名（預金者名・会員名）
 - (4) カード有効期限
2. 前項（3）の契約者名は、本カードの申込書記載の契約者名またはカード表記用のお名前（ローマ字）で記載させていただきます。

第6条（有効期限更新時の取扱い）

1. 前条第1項（4）のカード有効期限は、本カードについてのクレジットカードサービスとキャッシュカードサービスに共通の有効期限です。当該有効期限経過後は、本カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスのご利用はできなくなります。
2. 本カードの有効期限が到来する場合、当行と当社が引続き会員として承認するときは、有効期限を更新した新しいカードを送付します。なお、カードの作成および交付については、第3条に準じます。
3. 前項の場合において当社が会員として承認しないときは、有効期限到来済みの本カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスは、有効期限をもって終了するものとします。この場合、当該カードは会員の責任において破棄するものとします。
4. 前項の場合において、特に会員の届出がなくとも、当行は必要に応じてICキャッシュカードを発行し、届出住所宛に送付することが出来るものとします。この場合は、キャッシュカード用暗証番号を含め、本カードでの当行との間のキャッシュカードサービスに関する契約は、そのまま継続するものとします。

第7条（カードの喪失等）

1. 会員は、本カードの紛失・盗難・詐取・横領等（以下、併せて「喪失等」といいます。）にあった場合には、直ちにその旨を当行および当社、双方に必ず通知し、最寄りの警察署に届出を行うものとしします。
2. 喪失等の通知を当行が受けた場合には、当行がキャッシュカード機能を停止するものとしします。また、喪失等の通知を当社が受けた場合には、当社がクレジットカード機能を停止するものとしします。
3. 前項にかかわらず、当行および当社のいずれかに喪失等の通知があった場合、当行がキャッシュカード機能を、当社がクレジットカード機能をそれぞれ停止することができるものとしします。これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとしします。
4. 会員は、本カードが喪失等にあった場合には、第1項の通知のほかに当行に所定の書面により、届出が必要な場合があります。この届出前に生じた損害については、当行および当社は責任を負わないものとしします。
5. 第2項および第3項により機能を停止したカードが発見された場合でも、そのカードはご利用になれません。引続き利用する場合は、第8条によるカードの再発行が必要となります。
6. 本カードの喪失等により生じた損害の処理については、会員と当行との間ではカード規定等を、会員と当社の間では会員規約を、それぞれ適用することとしします。

第8条（カードの再発行等）

1. 紛失・盗難・その他の事由により本カードを再発行する場合は、当行本支店または当社まで申出てください。
2. 本カードを再発行する場合、新しいカードが交付されるまでの間は、本カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用はできないものとしします。これにより万一、損害が発生した場合でも、当行および当社の責に帰す事由による場合を除き、当行および当社は責任を負いませんのでご了承ください。また、紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、本カードを当行に返却する必要があるものとしします。
3. 本カードの再発行が認められなかった場合は、当行本支店にて所定のICキャッシュカード発行の手続きが必要となります。
4. 本カードの再発行にあたっては、原則として、当社所定の手数料をお支払いいただくこととなります。

第9条（届出事項の変更）

住所、氏名など、本カードについての届出事項に変更があった場合には、会員はすみやかに所定の書面により当行所定の窓口（原則として、「決済口座の口座開設店」になります。）に届出るものとしします。当社への届出は当行が取次ぎます。この所定の書面による届出の前に生じた損害については、当行および当社は責任を負いません。

第10条（カード種類の変更）

1. 会員には本カードのクレジットカード機能のうちカード種類の変

更を申込む場合には、当行に所定の書面を提出するものとします。会員が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもってカード種類の変更の申込みが当社にあったものとします。

2. 前項の場合に、新たに本カードが交付されるまでの間、会員はキャッシュカード機能およびクレジットカード機能を一部利用できなくなることがありますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第11条（クレジットカード機能の利用停止等）

1. 会員が本規定または会員規約に違反もしくは違反する恐れがある場合には、当社はクレジットカード機能を停止することができるものとします。
2. 当社が前項によりクレジットカード機能の利用停止を行った場合および会員規約に定める会員資格の取消を行った場合（以下、併せて「利用停止等の場合」といいます。）は、当行本支店にて所定のICキャッシュカード発行の手続きが必要となります。
3. 利用停止等の場合に当行から新たに当行所定のカードが交付されるまでの間、会員がキャッシュカード機能等を利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。
4. 利用停止等の場合には、当社は会員に事前に通知・催告等することなく、本カードが利用可能な自動機や会員規約記載の加盟店等を通じて、本カードを回収できるものとします。会員は当行または当社からカード回収の要求があった時には、異議なくこれに応じるものとします。

第12条（会員によるカード解約等）

1. 会員は、本カードについて次のことを行う場合には、当行に所定の書面により申込みまたは届出を行うものとします。会員が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって会員規約に定める申込みまたは届出があったものとします。
 - (1) 本カードのキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、キャッシュカード機能が利用できる当行所定のカードと当社所定のカードの発行を希望する場合
 - (2) 本カードのキャッシュカード機能の利用を取りやめ、当社所定のカードの発行を希望する場合
 - (3) 本カードのクレジットカード機能の利用を取りやめ、当行所定のカードの発行を希望する場合
 - (4) 決済口座または当社とのカード会員契約を解約する場合
2. 前項の場合に会員は当該カードのほか当行が指定する他のカードもあわせて、当行に提出するものとします。なお、これにより新たに当行所定のカードまたは当社所定のカードが交付されるまでの間、会員がキャッシュカード機能等およびクレジットカード機能を利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第13条（情報の管理及び同意）

1. 会員は、当行および当社がその相手方に対して、本カードの発行、交付、その他本カードの業務を遂行するのに必要な範囲において

決済口座番号、クレジットカード会員番号等の会員情報を提供することについて、あらかじめ同意するものとします。

2. 会員は、当行または当社が情報処理・事務処理を委託する会社に対して、本カードの発行、交付、その他本カードの業務を遂行するのに必要な範囲において決済口座番号、クレジットカード会員番号等の会員情報を提供することについて、あらかじめ同意するものとします。
3. 会員は、当行と当社との間において以下の目的・範囲内で、会員に関する属性、信用状況の照会または情報の提供もしくは交換が行われることについて、あらかじめ同意するものとします。

(1) 目的

本カードの発行・交付、および当行と当社が会員の管理を行うため

(2) 情報の範囲

本申込書等に記載された会員の属性情報(住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先等) およびその変更内容、決済口座番号、クレジットカード会員番号、本カードについての会員に関する情報(当社の審査結果・会員資格の取消の事実等(ただし、その理由は除く))、会員と当行および当社との取引内容

4. 当行、当社および情報処理・事務処理を委託する第三者は、提供を受けた会員の情報を、厳正に管理するものとします。

第14条 (目的範囲内の情報提供および同意)

1. 会員は、会員に関する情報を以下の目的・範囲内で、当社が当行に提供することにあらかじめ同意するものとします。

(1) 目的

- ① 当行が会員へダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ② 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ③ 本カード提携先の商品・サービス等に関する広告物等の送付を行うため

(2) 情報の範囲

当社が保有する会員の取引内容に関する情報(前条の内容に加えて、本カードの利用状況・ローン残高等を含むものとします。)

2. 会員は、会員に関する情報を以下の目的・範囲内で、当行が当社に提供することにあらかじめ同意するものとします。

(1) 目的

- ① 当社が会員へダイレクトメールの発送等、クレジットカード・ローン等の当社が取扱う商品の各種ご提案のため
- ② 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため

(2) 情報の範囲

当行が保有する会員の取引内容に関する情報(前条の内容に加えて、預金、投資信託、住宅ローン等の内訳およびその残高、各社サービスの契約状況等を含むものとします。)

3. 当行および当社は、第1項および第2項により提供を受けた会員の情報を厳正に管理するものとし、当行および当社のみが利用するものとします。

4. 会員が本条項に定める情報交換・利用に同意するときは、当行所定の書面により届出を行うものとします。この場合本条項を適用するものとします。

第15条（規定の準用）

本規定に別段の定めがない場合は、本カードのキャッシュカード機能については、カード規定等を、クレジットカード機能については会員規約を準用するものとします。

第16条（本規定の変更等）

1. 本規定の各条項、キャッシュカード機能およびクレジットカード機能は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、下記のいずれかの方法により変更できるものとします。
 - (1) 当行が変更内容を当行の店頭表示その他の方法で公表すること。この場合、その変更内容は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日（以下、「相当期間経過日」といいます。）から適用されるものとします。
 - (2) 変更内容を当社から通知すること、または新規定を送付すること。この場合、その変更内容は、変更内容を当社から通知した後、または新規定を送付した後に本カードを利用したとき（以下、「通知後のカード利用日」といいます。）に会員が承認したものとみなし、その変更内容は通知後のカード利用日から適用されるものとします。
2. 本規定の変更等を前項の双方により行う場合、その変更内容は相当期間経過日または通知後のカード利用日のいずれか先に到来した日から適用されるものとします。

以上
(2019年2月改定)